

平成 2 9 年 6 月 1 4 日

平成 2 9 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日            平 成 2 9 年 6 月 1 4 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所            和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時            開 議    午 前    9 時 3 0 分

                            閉 議    午 後    5 時 0 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番    岡    田    泰    正            2 番    藤    井    清    隆

3 番    村    山    一    彦            4 番    吉    田    哲    也

5 番    井    上    武    津    男            6 番    岡    本    正    意

7 番    畑                    武    志            8 番    竹    内    き    み    代

9 番    小    西                    啓            1 0 番    岡    田                    勇

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な            し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事    務    局    長            島    川    昌    代

書                    記            今    西            靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 堀 忠 雄     |
| 副 町 長       | 奥 田 右     |
| 総 務 課 長     | 中 嶋 浩 喜   |
| 地方創生担当課長    | 草 水 清 美   |
| 地域力推進課長     | 犬 石 剛 史   |
| 人 権 啓 発 課 長 | 井 上 順 三   |
| 税 住 民 課 長   | 細 井 隆 則   |
| 福 祉 課 長     | 岡 田 博 之   |
| 診 療 所 事 務 長 | 久 保 順 一   |
| 農 村 振 興 課 長 | 東 本 繁 和   |
| 建 設 事 業 課 長 | 馬 場 正 実   |
| 会計管理者兼会計課長  | 山 本 千 代 美 |

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 議 事 日 程         | 別 紙 の と お り |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙議事日程のとおり  |
| 会 議 の 経 過       | 別 紙 の と お り |
| 会 議 録 署 名 議 員   | 1 番 岡 田 泰 正 |
|                 | 2 番 藤 井 清 隆 |

## 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号専決）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号専決）

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）

報告第 2 号 平成 2 8 年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 3 号 平成 2 8 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書

報告第 4 号 平成 2 9 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

報告第 5 号 平成 2 8 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

報告第 6 号 平成 2 9 年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

今期定例会より、茶源郷行政情報配信システム、光ボックスにより議会中継の模様を生放送及び録画で放映することとなりました。よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 2 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 2 回和束町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方に、大変お忙しい中、こうして全員の議員さんにご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろは、和束町の行政に何かとご協力、またご尽力いただいておりますことを、この場をおかりいたしまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回定例議会は、私が 5 期目の初めての定例議会であります。そういうことから、今まで住民の皆様の要望、特にサル問題、こうしたことの問題、そして区長さん等からいろいろな日常の道路の要望も賜ってまいりました。少しでもそうした住民の皆さんにお応えできるような予算として、それらを中心に今回補正をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

当然、今日的な課題も入れさせております。当然、これはお茶の京都のターゲットイヤー、京都府近隣市町村ともども進めていく事業、またワールドマスターズの受け入れ態勢の問題、そして何よりも地方創生事業、こういった交付金事業も積極的に受け入れた事業を進めてまいりたい。そして、和束町のブランド力を日本、世界中に広

めていく、こうした取り組みが大事であろうと、こういうことから、住民の皆さんと協働して取り組む予算、こういったものも折り込ませていただいております。どうかそういった点もご配慮いただきながら慎重なご審議を賜りたいと、このように思っているところであります。

それだけやなしに、今回の中では一部機構改革の条例改正も提案をさせていただきました。あわせて、専決等予算も含めて、どうか今回提案させていただいた議案につきましては慎重審議いただきまして、ご承認を賜ることを切にお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番、岡田泰正議員、２番、藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から６月２８日までの１５日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から６月２８日までの１５日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、平成２９年第２回定例会報告書によりましてご報告申し上げます。

まず、報告第２号でございます。

平成２８年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、平成２８年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成２９年６月１４日報告

和束町長 堀 忠雄

次のページが平成２８年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度の繰越額の順に申し上げます。

なお、財源内訳については省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

２款総務費、３項戸籍住民登録費、地方公共団体情報システム機構負担金事業、２４０万１,０００円、３４万円。

３款民生費、１項社会福祉費、臨時福祉給付金経済対策分給付事業、１,４３１万２,０００円、９２６万７,０００円。

５款農林業費、１項農業費、産地パワーアップ事業、１億３,７３１万５,０００円、１億３,７３１万５,０００円。

７款土木費、２項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業、過疎対策事業でございます。３,１７９万９,０００円、８００万円。

同じく、７款土木費、２項道路橋りょう費、橋りょう補修事業、過疎対策分でございます。３,６２８万２,０００円、１,９００万円でございます。

平成２９年６月１４日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページでございます。

報告第3号

平成28年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書

平成29年6月14日報告

和束町長 堀 忠雄

次のページに報告書を添付させていただいております。

報告書の1ページでございます。

議案第3号、平成28年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画並びに補正予算について、平成29年3月23日に提出されまして、同日可決されております。

2ページに第2回補正事業計画、3ページに第2回補正予算、4ページ以降に補正予算の実施計画等を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

ページを進めていただきまして、

報告第4号

平成29年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

平成29年6月14日報告

和束町長 堀 忠雄

次ページに事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

そのうち1ページでございます。

議案第4号、平成29年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について。

平成29年3月23日に提出されまして、同日可決されております。

2ページに29年度の事業計画、3ページに予算、4ページ以降に実施計画等を添付させていただいておりますので、また、お目通しいただきたいと思います。

ページを進めていただきまして、

報告第5号

平成28年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関する報告書

平成 29 年 6 月 14 日 報告

和 束 町 長                  堀      忠 雄

次のページに第 5 期、平成 28 年度事業報告書を添付させていただいております。  
ちょっとページを進めていただきまして、第 5 期の収支決算報告書を添付させていただいております。また、お目通しいただきたいと思います。

ページを進めていただきまして、

報告第 6 号

平成 29 年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画に関する報告書

平成 29 年 6 月 14 日 報告

和 束 町 長                  堀      忠 雄

次のページに第 6 期、平成 29 年度事業計画書を添付させていただいております。  
その事業計画書のあとに第 6 期の収支予算書を添付させていただいております。お目通しいただきたいと思います。

報告事項につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

議長から報告します。

監査委員より、平成 29 年度第 1 回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第 4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会は 6 月 2 日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課に

おける平成２８年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、平成２８年度の出納閉鎖で決算は黒字であったとの報告があり、今後、新名神開通に合わせ、宇治木屋線の犬打峠トンネル化の実現、それを見込んだまちづくりを進めたい。また、相楽東部３町村広域で京都府にも入っていただき、４月に相楽東部未来づくりセンターを設置、東部の今後のあり方に力点を置き、３町村連携して事業に取り組みたい。お茶の京都ターゲットイヤー事業も６月定例会補正予算で提案させていただき、住民と職員が一丸となってまちづくりに取り組んでいかななくてはならない。また、マウンテンバイクワールドマスターズ大会に向けて、道路整備等の関係で滋賀県甲賀市にも協力をいただき、地域づくりを進めていく。大会の成功に向け、準備室設置の組織条例の改正も定例会に提案させていただくと挨拶されました。

次に、副町長から、平成２８年度の決算見込みについて報告がありました。

報告では、決算見込額が一般会計で歳入総額３７億３，１４４万円、歳出総額３６億４，９９８万円で、実質収支は８，１３０万円の黒字となりました。また、６特別会計では歳入総額２２億１，１６０万円、歳出総額２１億２，４５２万円となり、実質収支は８，７０８万円と全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の平成２８年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課では、庁舎改修事業としてエレベーターの新設や全館トイレの改修、庁舎耐震補強工事、庁舎ダイヤルイン化事業を実施、議会音響設備等更新し、光ボックスを活用して議会中継できるシステムを構築、また、公共施設の総合的かつ計画的な管理のための計画策定業務やコミュニティ振興事業として石寺公民館屋根改修費の助成、宝くじ助成を活用し、各行政区に掲示板を設置されました。

地域力推進課では、地方創生事業やお茶の京都事業を含む事業報告がありました。

観光案内情報の拠点とした観光案内所を４月１０日にオープンした。４月、５月で１，７２３人来ていただいた。今年度の全体の観光客数は、マスコミへの対応やテレ

び取材も多かったことから、10万人を超えると予想されている。地域おこし協力隊事業では、3名の隊員を任命し定住を図るとともに、地域の活性化等を促進するため湯船区活性化担当、観光担当、茶産業振興担当に分かれて観光案内や特産品の開発等に取り組んでいただいている。

また、和束町の景観を生かしたまちづくり推進事業を原山区で実施、交流ふれあい観光事業として、農家民泊の推進、宿泊や体験等広域観光の推進、空き家活用の検討等に取り組まれました。縁側カフェプロジェクト協力者謝礼として町内6カ所においてトイレを提供いただき、縁側等で和束茶を振る舞うなど、住民協働による「おもてなし」で観光客を迎え入れていただいた。和束町おもてなし環境整備事業補助金として、移動式トイレを備えた車両も整備された。今後イベント等に活用したいとされました。

税住民課からは、平成28年度の町税の課税状況の報告がありました。

平成28年度の町税全体の課税額の現年度分は前年度より3.34%の増となり、3億8,357万円で、税目別に見ると、個人課税で前年度比5.95%増、法人課税で10.57%減、町民税全体で4.31%増との報告がありました。国民健康保険事業勘定については、特定健診の受診率は昨年度実績より2%アップしている。今後さらに高めたいとされました。

福祉課では、地域福祉計画策定を東部3町村で共同作成を行った。年金生活者等支援他三つの臨時福祉給付金事業の実施、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を中心に相談、見守りを行う高齢者見守りサポート事業では延べ1,862件、41人を訪問し、地域包括支援センター、居宅介護事業所等における情報共有ができ、関係機関とのつなぎ役として、それぞれの世帯で抱えている生活不安の解消を図ることができる。高齢者インフルエンザ助成事業では、993人が接種されました。茶源郷健康ポイント事業では自主的な健康づくりを推進し、受診に応じてポイントを付与し、参加者も年々増加している。このほか、各種がん検診や介護保険事業などの報告がありました。

和東保育園からは、異文化交流事業として、英会話を取り入れた保育を年間 30 回実施した。子育て支援センター事業として、親子の交流、子育て情報の発信や相談を行い、保健師と連携をとりながら子育て家庭の見守りを実施した。

国民健康保険診療所からは、個人医院の廃院により外来患者数が 1 日平均 5 人増加し、診療収入においても前年度より 12.6% 増となった。また、平成 28 年 6 月から、京都山城総合医療センターより医師 4 名交代制で月 2 回、医師を派遣していただいている。29 年度においても引き続き実施しているとの説明がありました。

人権啓発課からは、人権ふれあいセンターの大規模改修を行い、耐震補強や屋根防水、バリアフリー化、空調設備等の改修工事を実施したと報告されました。

委員からは、「奈良交通への路線バス運行維持補助金が昨年より約 500 万円増額しているが」との問いに、利用者の減、並びに乗車密度が少なくなり補助対象外経費が増加したことによるものである。

また、「海洋センタートレーニングルームの機器の今後の利用方針や人材マネジメント部会参加事業の中身は」との問いに、平成 26 年度から地域主権の実現を目指す指導者育成を図る研修に参加しており、ことしで 4 期目の参加となる。

そのほか基金の状況や防災備蓄品の整備状況、大学生等奨学金給付事業、また、今後、住民が集える、また、利用しやすい庁舎フロアの改修やお茶のサービス等の予定について、マイナンバー導入による個人番号の確定申告への記載について、ふるさと応援寄附金の返礼品を地域の産物で地場産業を活発になどの意見が交わされました。

午後からは 4 月 1 日に開設された相楽東部未来づくりセンターの現地調査を行いました。未来づくりセンターは、京都府、笠置町、南山城村、和東町から各 1 名ずつ職員が派遣され、共同して相楽東部地域の地域振興や移住・定住・観光の拡大につなげる取り組みを目指し設置されました。今後の具体的な事業内容等説明を受け、この日の事務調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、産業常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、５月２２日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成２８年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、一番煎茶については終盤を迎え、忙しい時期を迎えている。農家の方から、ことしのお茶は遅く、味が少し薄い。値段についても厳しいとの意見も伺っている。一方、今年はお茶の京都ターゲットイヤーで京都府と連携した大きな事業が入り、東京でも茶畑景観の写真の展示やお茶に関する食品が出されている。本町も観光客が多くなっており、行政課題も多いが、住民の方の積極的な取り組みを支え、和束町を盛り上げていきたいと挨拶がありました。

その後、奥田副町長から、平成２８年度決算見込みについて報告があり、一般会計、特別会計いずれも黒字決算であったとの説明でした。

次に、農村振興課及び建設事業課から平成２８年度の主要事業の報告が行われ、農村振興課では茶業振興対策事業や集落営農組合育成対策事業などの３１事業、建設事業課では、道路維持補修費や社会資本整備総合交付事業などの１３事業について説明がありました。

２８年度の特色として、農村振興課では、新規就農者に対する補助として青年就農給付金事業、地方創生事業として湯船森林公園水利確保用給水車の購入、マウンテンバイクコースの調査業務委託、地域ブランド育成事業として各種イベント等で和束茶のＰＲに努めた。また、繰り越し事業として山の家改修工事や活性化センターへの委託事業として農業体験や民泊事業、和束茶を生かした新産業創出事業としてハーブやケールの商品開発や、野生鳥獣被害総合対策事業としてニホンザル個体数調整業務委託を実施。建設事業課では、町道山口線の拡幅改良工事や門前橋のかけかえ工事、町

営住宅の建てかえ工事など執行されました。

以上の報告を受けて各委員からは、新規事業として実施された「和東 茶ペル」支援事業の実績は、茶源郷まごころサポート事業として、高齢者等「買い物弱者」を支援する事業の今後の見通しは、林道の維持管理の進捗状況、和東荘が7月にリニューアルオープンし、1年間の経営状況はどうか、今年の援農支援の状況は、大型観光バス駐車場の計画は、また建設事業課関係では、水道使用料等公共料金の収納率の状況、町道山口線拡幅改良工事発注に伴う設計業務委託の変更内容及び今後の見通しは、河川竣業工事についての予算の計上の仕方等々の意見、質問がありました。

これを受け、各課長からは、和東茶ペル支援事業は1組のみの結婚式となったが、PRも必要であり、知名度を上げながら発信していきたい。今後、購入した備品については、婚活事業などイベントにも利用していきたいとのことでした。

高齢者「買い物弱者」の支援事業については商工会で実施していただいております、町内25世帯、35人の方が買い物サポートを受けたいと事前登録されている。今後、必要性の高い事業となってくるとされました。

また、大型観光バス駐車場の計画については、グリンティ和東周辺を予定しており、用地買収に向けて事務を進めているとのことでした。

和東荘の経営状況については、6月定例会で実績報告をさせていただく。

水道使用料等公共料金の収納状況について、未納分は出納閉鎖までに減らすよう努力したい。

町道山口線拡幅改良工事発注に伴う設計業務委託変更については、補助金の関係で単価の改正等があったが、全体的には変わっていない。今後、京都府とも調整し、補正予算も含めて対応したい。

委員からは、事業の必要性、早期事業執行に向けてもっと京都府に強くアピールし、予算要望にもいっていただきたいとの意見も出されました。

その他、農村振興課から、平成29年のお茶の入札状況の報告、また、農業委員会

委員の任命について、6月定例会に提案させていただくとの説明がありました。

午後からは木屋地区送水ポンプ場の現地調査を行い、担当者から説明を受け、この日の事務調査を終えました。

以上、報告いたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

相楽郡広域事務組合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域事務組合議会議員（小西 啓君）

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会が5月26日に大谷処理場会議室において開催されましたので、報告いたします。

組合の主な取り組みについて、次のような報告がありました。

「し尿処理事業」については、平成28年度の大谷処理場への搬入量は、し尿が5,912キロリットル、浄化槽汚泥が8,456キロリットル、合計で1万4,368キロリットル、前年度比で856キロリットル、5.6%減となっており、今後も下水道の普及に伴い、減少が見込まれる。

「相楽消費生活センター」については、平成28年度の相談件数は575件で、36件、前年度費5.9%の減となり、相談の傾向はインターネット情報サービスをめぐるトラブルが最も多く、リフォーム工事など戸建て住宅関係で前年度より16件増加した。

「相楽休日応急診療所」では、平成28年度の受診者数は818人で、平均1日当たり11.7人となった。

「相楽会館」では、貸し室は大ホールのみで、平成28年度の実績は26件、2,274人の利用でありました。

「ふるさと市町村圏振興事業」は、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をいたしました。

今臨時会では議長及び副議長の選挙が行われ、議長には木津川市の高味議員、副議長には精華町議会の杉浦議員がそれぞれ当選されました。

なお、提出議案は、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について1件であり、本町議会の岡田 勇議員が監査委員に選任されることに同意されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

山城病院組合議会、村山一彦議員。

○山城病院組合議会議員（村山一彦君）

去る5月29日、京都山城総合医療センター会議室におきまして、平成29年度第1回国民健康保険山城病院組合議会臨時会が開催されました。

日程第4として副議長の選挙。

選考委員による指名推選で北 猛議員（南山城村）が推挙され、全員賛成で同意選任されました。

副議長選任後、西岡良祐議員より議長辞職願が提出され、日程が追加されました。

追加日程第1、議長の辞職について。

議長辞職願が全員賛成で承認されました。

追加日程第2、議長の選挙。

選考委員による指名推選で伊藤紀味枝議員（木津川市）が推挙され、全員賛成で同意選任されました。

日程第5、諸般の報告及び議案説明がありました。

河井規子管理者より下記について説明がございました。

#### 【諸般の報告】

病院事業の決算見込みについて。

事業収益全体では前年度を上回ったが、医師・看護師等のマンパワーの充実に努め

たことで給与費が増加したことなどから、約１億２，３００万円の支出超過となる見通しである。

介護老人保健施設事業の決算見込みについて。

入所者数が前年度を上回ったことから、約１００万円の黒字決算となる見通しである。

医師確保に向けた取り組みについて。

平成３０年度基幹型臨床研修病院の指定を受けました。

医療職の人員数について。

今春は５５名の新入職員を迎え、特に昨春比で医師は５名、看護師は２５名の増員となりました。

#### 【議案の説明】

承認第１号専決処分の承認を求めることについて。

平成２９年度新組織体制として、退院支援室及びシステム情報管理室を設置したことによる国民健康保険山城病院組合組織条例の一部改正について専決処分したものである旨、説明されました。

同意第１号及び第２号監査委員の選任について。

監査委員２名が任期満了により欠員となったため、選任をお願いするものである旨、説明されました。

日程第６、議会運営委員会の委員の選任について。

委員欠員の補充として、西山幸千子議員、炭本範子議員、高岡伸行議員（以上、木津川市）、田中良三議員（笠置町）、そして私、村山、そして南山城村については北議員の委員辞職願提出により中崎雅紀議員がそれぞれ議長より指名され、全員賛成で選任されました。

なお、委員長には西山議員が、副委員長には田中良三議員が運営委員会の互選により選出されました。

日程第 7、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、挙手全員で承認されました。

その後、質疑・応答がございまして、木津川市の 2 名の議員が質問に立たれました。

日程第 8・第 9、同意第 1 号・第 2 号、監査委員の選任について。

選考委員による指名推選で片岡 廣議員（木津川市）及び畑 武志議員の 2 名が推挙され、全員賛成で同意選任されました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

相楽中部消防組合議会、井上武津男議員。

○相楽中部消防組合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、相楽中部消防組合議会報告を行います。

平成 29 年度第 1 回相楽中部消防組合議会が 5 月 30 日午前 10 時から消防本部庁舎で開催されました。

初めに、河井管理者から、和束町の堀町長が再選され、引き続き副管理者に就任されるとの報告がありました。

また、消防本部では、複雑・多様化する災害に備えて、高度な車両、資機材の更新・導入、庁舎の建てかえ、耐震整備など、さまざまな財源措置を活用し、事業を進めたいと挨拶されました。

続いて、議長・副議長の選挙があり、議長には木津川市の高味孝之氏、副議長に和束町の岡田 勇氏が選任されました。

さらに、議会運営委員の選任があり、委員長には木津川市の谷川光男氏、副委員長には私、井上武津男が選任されました。

次に、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員補充議員選出については、和束町の岡田 勇氏、木津川市の高味孝之氏が選出され、相楽中部消防組合表彰審査委員の選任には木津川市の谷口雄一氏、木津川市の柴田はすみ氏、笠置町の田中良三氏が

選出されました。

同意第４号 相楽中部消防組合監査委員の選任につき同意を求める件については、全員賛成で原案どおり同意。

承認第１号 専決処分事項の承認を求める件（平成２８年度一般会計補正予算（第２号））は、みらい戦略一括交付金の当初予算計上していた事業のほかに「救急救命士養成事業」、「消防装備等整備事業」、「救急資機材整備事業」の申請が許可され、補助金増額による補正。

一般会計予算の歳入歳出それぞれ４８１万７，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１４億１，６０５万４，０００円とする専決処分、賛成全員で承認。

議案第４号 相楽中部消防組合議会の議決に付すべき財産の取得の件（木津西消防車整備事業）。

木津西消防ポンプ自動車を有限会社平井ポンプ工業から購入するに際し、相楽中部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものは、賛成全員で原案どおり可決。

議会においては活発な質疑・応答がなされ、この日の全ての日程が終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、岡田泰正議員。

○相楽東部広域連合議会議員（岡田泰正君）

相楽東部広域連合議会報告を申し上げます。

相楽東部広域連合議会第１回臨時会が平成２９年６月８日午前９時３０分から、和東町体験交流センターで開会されました。

最初に、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度相楽東

部広域連合一般会計補正予算４号専決）が提案をされました。

これは地方債及び府支出金の決定や歳出の精査に伴い専決処分されたもので、補正額は４，９７７万６，０００円の減額で、歳入歳出予算総額を７億８，５８５万９，０００円とされました。賛成者全員で承認されました。

続いて、議案第５号、相楽東部広域連合社会教育委員会条例の一部を改正する条例について提案されました。

改正内容は、定数３０名以内を学校教育関係者や社会教育関係者等に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することに改正され、賛成者全員で可決をされました。

続いて、議案第６号、工事請負契約の締結について提案をされました。

内容については和東小学校空調設備工事で、契約金額は６，９１２万円、工事完了は平成２９年１１月３０日で、契約相手方は奈良市の吉田機電株式会社、契約方法は指名競争入札によるものです。これも賛成者全員で可決をされました。

また、今回、和東町議会の構成がえに伴い、追加日程として議長・副議長の選挙が行われ、議長には笠置町の杉岡義信議員が、副議長には南山城村の廣尾正男議員がそれぞれ選任をされました。

監査委員については和東町の岡田勇議員が選任されました。

続いて、常任委員の選任について、総務厚生常任委員会委員長に和東町の岡田 勇議員が、副委員長には笠置町の西岡良祐議員が、文教常任委員会委員長に笠置町の坂本英人議員が、副委員長には南山城村の鈴木かほる議員がそれぞれ選出をされました。

また、議会運営委員会委員長には南山城村の奥森由治議員が、副委員長には岡田泰正が選任されました。

以上で、相楽東部広域連合議会の報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩をします。

休憩（午前 10 時 16 分～午前 10 時 30 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、クールビズですので、上着は各自調整をしていただいて結構です。

日程第 5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。また、議会中継をご覧の住民の皆さん、おはようございます。

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第 1 に、安倍総理の「憲法 9 条改憲」発言への認識と姿勢について町長に伺いたいと思います。

安倍総理は先の憲法記念日に憲法 9 条を改憲し、2020 年に施行したいと発言をされました。改憲の意向だけでなく期日まで勝手に指定した総理の発言は、「憲法尊重擁護の義務」を定めた憲法 99 条に明らかに違反するものであります。

そこで町長に伺いますが、町長も同じく憲法尊重擁護の義務を負う立場として、総理の発言をどのように認識されているか答弁願います。

この間の世論調査でも明らかですが、国民多数は改憲を望んでおらず、とりわけ憲法 9 条について平和に役立っていると考え、変えることを望んでいません。非核平和の宣言を行っている町の町長として、憲法 9 条の改憲に反対し堅持する立場を表明され、町内外に発信していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁を

求めます。

第2に、交通費負担の軽減について質問いたします。

まず最初に、高校通学補助の充実について3点質問します。

1点目に、現在、半額補助で実施しているバス定期代補助を全額補助に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、送迎等での通学世帯にも一定の補助を今後実施されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、バス代だけでなく、鉄道など通学費全体を対象にした補助を検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁を求めます。

次に、高齢者を対象にした「敬老パス」の検討を求めます。

この間、高齢者の皆さんには免許返納を勧める動きがございますが、その一方で、免許や車なしでは身動きがたちまちとれなくなり、バス利用には高額な運賃が壁となっております。免許や車がなくても安心して外出できる環境をつくるためにも、一定の年齢以上の高齢者の皆さんに敬老パスを発行してはいかがでしょうか。お考えを伺います。

第3に、簡易水道加入分担金について質問いたします。

水道を敷く場合、本町では要綱に基づき、水道の口径ごとに分担金を定め徴収することとなっております。

そこで、2点伺います。

1点目に、一般家庭が対象となると思われる口径13ミリ、また20ミリの分担金が他の自治体と比べますと比較的高額となっていると思われますが、分担金の設定の考え方や根拠について答弁を求めます。

2点目に、今後、とりわけ若い世代等の定住を進める観点からも、分担金の軽減等の考えはないのか、答弁を願います。

第4に、子育て世帯の経済的負担の軽減へさらに一步踏み込むことについて質問を

いたします。

これまで町は、中学卒業までの医療費無料化など一定努力されてきたところでありますが、ここ数年の出生数の状況や今後の若い世代の定住推進を考えますと、さらにもう一歩も二歩も踏み込んだ取り組みが必要と考えます。その観点から、今回は経済的負担の軽減に関連して2点伺います。

1点目に、給食費や修学旅行費など義務教育費負担の無償化について直ちに検討し、実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、医療費助成の18歳までの拡充やインフルなど予防接種費用への補助拡充を求めたいと思います。

明確な答弁を求め、最初の質問といたします。

○議長（岡田 勇君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、安倍総理の「憲法9条改憲」発言への認識と姿勢を問うについて答弁させていただきます。

憲法は日本国における最高法規であり、いわゆる公法として第98条には、これに反する法律等、これは行為全てを含みますが、その効力を有しないものと条規されております。したがって、行政にかかわる者は、誰しもこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うものは当然のことと認識いたしております。

また、憲法第9章第96条には憲法の改正についても定められており、総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案して、そして国民投票の手續承認があった場合は、天皇は国民の名で直ちに改正憲法を公布するとされております。このことから、改憲を議論すること自体を否定する必要はなく、政党・マスコミ・民間団体等などの憲法改正案は広く国民が憲法についての議論する材料となるのではな

いかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、憲法の改正は最終的には国民全体として判断するべきものであると考えております。

次に、交通費負担の軽減を、一つは、高校通学費補助の充実についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、相楽東部3町村は、区域内交通の整備、少子化・高齢化への対応、交流人口の拡大といった共通課題を有しており、このため3町村を一つの計画区域として基幹交通と地域内交通のネットワークの再構築を図るため、京都府とともにJR関西本線、これは加茂以東であるわけですが、沿線地域公共交通網形成計画を平成29年3月に策定したところであります。

計画目標実現に向けた具体的施策の中に、公共交通機関を用いた通学に対する定期券購入補助制度の新設・拡充をうたっており、バス定期券のみならずJRの通学定期券も対象とし、計画区域内に居住しながら区域外の学校へ通学しやすい環境を整え、若年人口の流出の抑制を目指しております。今後、京都府並びに笠置町及び南山城村と連携し、この取り組み内容を具現化してまいりたいと考えております。

次に、2でございますが、高齢者を対象とした敬老パスの検討についてでございますが、今、申し上げました公共交通網形成計画策定時に実施したアンケートにおいて、今は利用していないが、車を運転できなくなったら奈良交通バスを利用したいとの回答が約50%を占めております。この結果を踏まえ、現在実施している運転免許証自主返納者奈良交通バスICカード支給事業について、対象者の拡大及び高齢者定期券への切りかえなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きい3でございますが、簡易水道加入分担金についてということでございます。

1につきましては、具体的にいただいておりますので、所管課長のほうから答弁いたします。

今後、若い世代の定住を進める観点から、分担金の軽減等の考え方についてと、このご質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

簡易水道加入分担金は、そもそも事業の計画に当たって、個人負担金として妥当な金額を当時の水道委員会にお諮りして決定したものであり、これまで加入いただいた住民の皆様とこれから加入いただく住民の皆様との不公平感があってはならないと考えているところであります。

したがいまして、ご質問のように、今日的な課題のために分担金の軽減を必要と考えるならば、別途補助金として別の施策において検討する必要がある、そうした観点に立って議会とも今後議論しながら進めてまいりたいと、このように考えております。今のところ具体的な検討はしていない。今後の検討課題と、このように考えております。

次に、４．子育て世帯の経済的の軽減にさらに一步をとという中で、義務教育費負担、給食費、修学旅行費などの無償化の早期実施をについてお答えをいたします。

この件に関しましては、過去から、岡本議員を初めほかの議員からもご質問をいただいているところであります。子育て世帯への支援につきましては非常に重要な施策であり、その充実は行政として努力していく問題であると認識しているところであります。

ただ、義務教育費負担の軽減につきましては、相楽東部広域連合教育委員会を初め関係機関との協議が必要になります。本町の財政状況を踏まえ、今後、関係機関との協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、ご質問の医療費助成の拡充、予防接種、これはインフルエンザなどでございますが、これらの費用への補助拡充をについて答弁申し上げます。

まず、医療費助成の拡充についてでございます。

子育て支援医療につきましては、平成２２年９月に、すこやかエンジェル基金設置条例を議決いただき、その基金を原資に平成２３年度から拡充を図ったところでござ

います。

その内容としては、京都府からの補助対象並びに和束町負担部分を合わせて、府内受診分は中学校卒業までは入院・通院とも窓口負担なし、いわゆる現物給付とさせていただきます。

また、府外受診についても、一旦2割または3割の自己負担をしていただいた後で、申請により全額償還払いとなり、結果的には自己負担なしとしております。

本町と同様の助成内容のところ、先を進んでいるところ、いろいろございますが、府内26市町村内では比較的先進的な取り組みであると考えております。

ご質問の拡充でございますが、昨年3月議会の岡本議員からの一般質問に対し、今後、国勢調査人口に基づく基準財政需要額が減少し、地方交付税の減少が見込まれますが、医療費助成などにつきましては、継続して実施してまいりたいと答弁申し上げているとおりでございます。

ただ、中学校卒業後、ほとんどの生徒が高校へ進学しているという現状もございます。高校では体の成長に合わせて、病気やけがの対応も変わってくるかと思えます。保護者の方が安心して子供を高校に通わせるためには、医療費助成も非常に大事なことでありと認識はしております。高校生まで拡充した場合、どれくらいの予算が必要になるのか、本町では国保のデータしか持ち合わせておらないので、なかなか全対象が読み切れないという面もあります。また、医療費助成を拡充すればよいというわけにもまいりません。そういった場合には経常経費としてのウエイトが増大するわけでございます。その辺、十分精査しながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

また、予防接種、いわゆるインフルエンザなどがございますが、費用への補助拡充についてでございますが、子供が対象となる任意予防接種は、インフルエンザ、おたふく風邪等がございます。本町においては、小学校就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ脳症等の重症化を防ぐとともに、抵抗力の弱い幼児がウイルスに感染しても比

較的軽症で済むようにと、平成２３年から助成事業を実施しているところであります。インフルエンザの予防接種は１９９４年の予防接種法の改正により定期接種からは外され、任意接種となった経過がございます。小学生や中学生までの助成拡大につきましては、笠置町、南山城村と歩調と合わせられるよう協議を行いたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問とさせていただきます。

あと、細かい具体的なことにつきましては所管課長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、質問にお答えをさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

岡本議員の２．交通費負担の軽減をについてのご質問にお答えいたします。

高校通学費の補助の充実につきましては、さきの町長の答弁にもありましたように、平成２９年３月に策定いたしましたＪＲ関西本線加茂以東沿線地域公共交通網形成計画の中に具体的施策を掲載しているところでございます。

定期券代の２分の１を助成しております高校等通学費補助金交付制度の利用者につきましては、平成２７年度は延べ１０６人で、補助金合計額２５０万３，０００円、平成２８年は延べ１３１人で、補助金合計額は２０７万４，０００円となっております。

町長の答弁にありました公共交通機関を用いた通学に対する定期券購入補助制度の拡充施策につきましては、今後、関係機関で組織されておりますＪＲ関西本線加茂以東沿線地域公共交通活性化協議会におきまして協議を進め、具体的施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

また、②の送迎等での通学世帯についても一定の補助実施をについてでございますが、同様の施策は宇治田原町で実施されていると承知しておるところでございます。本町におきましては、奈良交通バス路線の維持を大前提といたしまして、子育て支援の観点から他市町村の施策を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、高齢者を対象にした敬老パスの検討をについてございますが、高齢化が進展していく状況の中で、路線バスの果たす役割は非常に大きくなってまいります。敬老パスにつきましては全国でさまざまな制度があり、府内では京都市が70歳以上の方を対象に市バス・地下鉄の敬老乗車証制度を設けられておられます。自家用車の利用ができなくなった高齢者の移動手段の確保は非常に重要でございますので、さきの町長の答弁にもありましたように、運転免許を自主返納された高齢者を初め、運転免許証を持たない高齢者を含め、その対策の充実が必要と認識しておりますので、今後の拡充について検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、簡易水道加入分担金の設定の考え方の根拠についてお答えさせていただきます。

加入分担金につきましては、和束町簡易水道事業分担金徴収条例、水道の新設、拡張改修事業等の分担金徴収条例施行規則によってその額が定められていることは議員ご承知おきのとおりでございます。

ご質問の内容は、この額をどのようにして定められているのかということですが、これは一定の算定式があります。

まず、給水対象人口を簡易水道計画人口で割り出した率を求めます。次に、施設整備総事業費から単独事業費を引き出し、さきに求めた率を掛けることで得た金額を算出します。この得た額を給水対象戸数で割り出し、1戸当たりの分担金が設定されます。

次に、比較的高額という点ですが、近隣自治体と比較して高額という面から答弁させていただきます。

確かに、近隣市町村と比較してみますと、分担金は高く思われるところがありますが、これは先ほど説明させていただきました給水世帯数によって割り出されることから、対象となる世帯数が多くなればなるほど分担金が安価になる傾向にあるということになります。

本町の場合、簡易水道である以上、当初から給水計画地内にある世帯数が少ないこととは言うまでもなく、近隣市町村と比べますと割高感を感じるころはありますが、冒頭、答弁させていただきましたとおり、水道の新設、拡張改修事業等の分担金徴収条例規則については、昭和58年10月に改定以来、その額を改定しておらず、現在に至っているところです。水道法第14条第1項及び地方自治法第224条の規定に基づき、和東町簡易水道事業分担金の額を定めています。

以上のことから、先ほど町長が答弁しましたとおり、現時点では検討していないということになります。この辺、ご理解いただきますようによろしく申し上げます。

以上、岡本議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきますが、まず議長に、再質問に関連して資料の図表等を提示したいと思いますので、許可いただけますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

許可いたします。

○ 6 番（岡本正意君）

では、そのときに示したいと思います。

それでは、まず 1 番目の問題ですね、安倍総理の 9 条改憲発言への認識と姿勢ということで質問させていただきました。町長の答弁ではですね、いわゆる 9 8 条の規定であるとか、また 9 6 条の規定を聞かれまして、いわゆる一般的な問題として答弁をされたというふうに思うんですね。そういう点では、やはり安倍総理の発言に対する具体的な態度であるとか、また憲法 9 条を今後も堅持するという立場をしっかりと表明していただくという点では、そういったはっきりとした答弁はなかったと思うんですね。

たしか先ほど町長はですね、憲法の改正の議論そのものは否定されるべきものではないと。そういう点で、いわゆる今度の総理の発言もその一環だというような印象を受けたんですけども、これは全く違うと思うんですね。これは明らかに一般論じゃなくて、2020 年までに憲法 9 条を変えるということを具体的に示されたわけですね、総理の発言として。ですから、一般論として言っているんじゃなくて、具体的な発言に対して、先ほど町長は引かれましたような憲法を擁護する、尊重するということは当たり前だと言われましたけども、その同じ立場としてどのようにお考えかということとを伺ったんですね。

私はこの問題を初めにお聞きしたいのはですね、いわゆる一般論の話じゃなくて、やはりこの憲法 9 条を守るということは、私も、毎年春と秋に戦没者の追悼法要等が地域で行われたりしますけども、それに参加もさせていただいておりますけども、本当に戦争を体験された方の非戦への思いであるとか、二度と戦争をしてはならないという思いをそのときに本当に実感をするんですけどもね、そういった思いを私はこの安倍総理の発言というのは大変踏みにじる発言だと思うんですね。

もう一つは、やはり先ほど町長も挨拶で言われましたように、今後、ワールドマス

ターズであるとかですね、今後、多くの外国からの観光客等を招こうとされている。

このこと自信は大変意義のあることだと思いますけども、とりわけ外国の方というのは、なぜ日本にこれだけ観光等の目的で来られるかといえね、やはり日本が戦争や、また武力とは一番遠いところにあつて、安心して訪れて観光を楽しむことができるというね、そういう安心感や信頼感があるからだとは私は思っているんですね。そういった意味から考えても、やはり2020年にも憲法が変わるようなことがあればですね、そういう外国から来られる方も含めてですね、そういった憲法9条に対する信頼に大きな傷をつけることになるというふうに思いますし、私は今後の和束町のまちづくりの土台を覆すようなことにもつながってくるというふうに考えております。

そういう点でですね、町長に、せめて町長としてこの憲法9条は守られるべきだと、そういう立場をはっきりと表明いただきたいと思いますが、その辺、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、岡本議員のご質問の内容に二つの面から答えさせていただくというのが大事だと。そのほうが現実的かなと、このように思います。

一つは、一般的に憲法のとらえ方であります。

言われるように、憲法の98条というのは、私も先ほど答弁させていただきましたように全ての法律のもとでありますので、公法であります。法律だけではございません。国務行為の問題、いろんな面においても、この法規は公法として守られなければならない。もし、これに違反しておれば、この行為は条例、法律であろうとも無効だと定められております。これは憲法に規定されておることですから、客観的に、もし間違っておれば無効にもなる。これはやっぱり最高法規として98条に条規されている、こういうことを申し上げました。

それと、もう一つは、9条というのは、確かに条規の中の一つであります。これは日本国憲法の非常に特徴になっているのは、私個人も認識いたしております。多くの国民が日本の憲法は平和憲法であると言われているのは、この第9条の条規によるところだと思います。

当然、こういった面については、それぞれの考え方は持つておるわけなんです、しかし、岡本議員が言われるように、この9条だけ守りなさいという特記した守りじやなしに、96条、憲法そのものを公法として携わるものは全部これを守りなさいと、こういうことをわざわざ書いておるわけです。これは天皇陛下から国会議員、そしてその他あらゆる地方公務員はこの憲法を守りなさいという条規が書いているわけでありますので、当然尊重させていただく。そういった面は、当然、法律上の問題であるわけであります。

しかし、先ほど98条の分だけ申し上げましたが、96条も憲法の中にうたわれているわけです。9条だけを尊重して擁護して、96条は擁護しないと、こういう問題ではない。憲法そのもの全部を擁護していかなきゃならない、尊重しなきゃならない。第96条の中には、憲法を改正できますよという言葉もうたっています。その憲法改正がだめだということにはなっていない。もしだめだというんだったら、憲法の尊重、擁護したことにはならないわけであります。だから、当然、こういったものにも含まれておる。

先ほど言いましたように、当然、これは国会が発議、それぞれ参議院、衆議院で3分の2以上で発議されるわけですから、そして国会が提案されて、住民の皆さんに聞かれて、半分あれば国民の名のもので天皇陛下が公布されるわけです。これも憲法に書かれているわけです。この手続全部が否定されるものではありません。

今、私は、この町議会で、「ああや」「こうやや」と言うよりも、国会で議論の場になっておりますので、国会の議決です。国会の総裁がその方向でいろいろ議論されている。しかし、それはそのとおりになるとは限りません。やはり議会で3分の2以

上なければ発議されませんし、まして議会が両議員の3分の2で通ったとしたかて、国民投票により国民の過半数がなければ通らないわけであります。だから、結果的に私はそういういろんな発言をされて、そして国民が「ああや」「こうや」と議論できる非常によい材料になるんじゃないかなと思います。

言われたように全てするんじゃないしに、国民主権であります。国民主権を憲法にうたわれているわけですから、これを十分発揮して、そして日本の将来にあるべき、そして守るんだったら守る、改正するんだったら改正する、国民の判断に委ねてやるべきである。

当然、和東町の町長として憲法を守るべき、改正すべきやと、こういう議論はいかなものかということで、私は国会に委ねる。そして、国民が判断されるべきものだと、このようにお答えをさせていただいたところであります。その点、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長の今の答弁には大変大きな矛盾があるんですね。国民主権だというふうに言われましたけどもね、今度の総理の発言というのは、その国民主権も飛び越えていますし、議会の意向も飛び越えていますよね。総理として突出した発言をされているわけです。しかも先ほどからずっと言われているように、天皇を初め総理大臣も含めてですね、憲法を擁護し、尊重するという、そういう規定を踏みにじられている。

あなたは98条と言われましたけど、99条なんです、これはね。そういう点でいうと、やはり町長はね、むしろ今、総理の発言を評価されてますよね、いろんな議論の材料になっていると。私は、そこからやっぱり大変間違っていると思うんですね。

町長としてどういう立場でおられるのかということではいえますね、結局、最後ま

で自分の言葉を言われないと思うんですよ、あなた任せというかね。それでは今後のまちづくりという点でも大変大きな支障を来たさざるを得ないというふうに思いますし、やはりこういった大事な問題についてですね、ぜひ、はっきりとした態度を今後とっていただきたいというふうに思いますので、そこは強く今後要望していきたいというふうに思います。そこはよろしくお願いしたいと思います。

時間ありませんので、次にですね、さきに簡易水道の件についてお聞きしたいんですけども、これを見ていただきたいんですが、先ほど分担金の状況はどうかということで、一定、高い状況になるということはお認めになったんですけども、確かにですね、お隣の宇治田原町や井手町、精華町、また、ちょっと北部ですけども、綾部とかですね、そういうとこと比べても大変高い状況にあります。いろいろ根拠があるということですので、それはそれで根拠がない数字ではないと思うんですけども、やはりこういった高い状況が大変ここで住んでいこうというときにですね、例えば、家を建ててここで住んでいこうという方が水道を引こうと思ったら、こんなにかかるのかという大変驚きの声が上がっていたことも事実ですし、周辺の状況を見たら、和東は大変高いじゃないかという声も上がっているのも事実なんですね。

先ほど町長が、もしこれを検討するのであれば、例えば定住奨励金であるとか、ほかの制度で検討すべきじゃないかという答弁をいただきました。そういった点についてもですね、これも含めて検討の余地はあるということで解釈させていただいてよろしいですか。その辺、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

その前に図面を提示していただいて言われたんで、そこから触れさせてください。

いわゆる高い安いの数値がありますが、算出の方法は先ほど課長が申し上げました

ように、いろんな算出があり、和束町が当時加入した、この事業を進めて計画を立てた時点での経費が基準になっております。いわゆる統合事業を進めたときの経費が基準になっています。宇治田原町、よそが低いのは、もっと以前に事業費が非常に低いときに計算されて、そのまま来てます。だから、今後、新しくこれは修理されるとか、そういう課題を抱えております。そのときに非常に大きくはね上がると思います。

和束町は統合事業をした計画時に基づいて所定の計算をしてやっているということで、その数字だけ言われると。もう一つ入れてほしいのは、その事業が加入されたかどうか、いつからスタートしている、加入時点の事業費がいつ決められたか、それを入れてもらわないと、その結果だけ見ると、非常に昔から水道やっている加入分担金が非常に安くなりまして、何で和束町が高いねんと、こういう比較になりますから、この点をひとつ資料につけ加えてご説明をいただきたいと、このように一つだけお願いしておきます。

もう1点ですが、先ほど言いましたように、こういう規定は全て国の交付金とか補助金、そういったのに基づいて来ますから、先ほど言いました自主財源の持ち方の一定のルールに基づいて、水道委員会にかけて了解をいただいて決めているわけであります。そういうことでもありますので、水道法に基づく簡易水道に基づくところを触ってどうこうというのはなかなかでき得ない。それだったら別の施策の中で検討していくべきだと、こういうことを申し上げました。

これについては、先ほどまだ具体的な検討というのは進んでいないということも答弁させていただきましたが、今後やはり定住し得るまちづくり、そして住みやすいまちづくり、この点は議会とも非常にこれからも議論する重要な課題であるというように考えております。そういう観点から、そちらの方向の中で私どもは検討すべきじゃなかろうかと。

そのものを触ると、当初、スタートしたときに加入をされている方と今、入ってこられる加入される方と非常に差がついてきて公平感がなくなります。行政は公平が原

則であります。そういう観点から、その施策やなしに別途施策で今後の検討の余地がある、こういうことを申し上げます。

当然、議会とも議論させていただきました。今、具体的にこれだとお示しできる内容は持ち得てないと、こういうことでありますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今のところ検討はされてないということですけどね、今、残念ながら若い世代も流出していく傾向はとまっておられませんし、せっかくここで生きていこうというふうに決意をされてですね、家も建てたりとかされてる方の負担というものを一定考えていただくと必要もあるというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますし、また、これは直接、今回の質問の質問とは関係ありませんけれども、この間、ホームページに簡易水道の今後の戦略というのが載ってますよね。その中に料金収入の見通しというところがあるんですけども、いわゆる統合事業が完了予定の翌年度の平成32年度に25%の値上げとなる料金改定を検討すると書いてあるんですよね。要は、25%も3年後ぐらいに値上げするということを計画で書かれているんですよね。これは大変変なことだと思うんですよ。

こういうことも含めてですね、本当にそんなことをして定住が図れるのか。今、住んでいる方が本当に安心して住めるのかということも含めて今後やはり問題にしていきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、交通費の負担のことについてですけども、さきに敬老パスについてもう一度、総務課長にお聞きしておきたいと思うんですが、いろいろいわゆる免許の70歳以上に返納するとか、また、それから免許を持たない方に対して支援を考えていきたいという話がありましたけども、やはり今、年金も下がりですね、また介護や医療の負担

もどんどん上がっている中で、利用するにしても本当にそこへの交通費の負担への支援がなければ、やはりバス一つ乗れないと思うんです。そういう点で、具体的にこういった一定の年齢以上であるとかあった場合を含めて、敬老パスという形で無料ないし低価の形でバスを利用できるようにしていくということは今後必要だと思うんですね。そういった具体的な意味で、この敬老パスというのを提案するわけですが、それも検討課題としてやっていただけるということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、アンケート結果におきまして、今は車の運転はできるけれども、運転ができなくなれば奈良交通バスを利用したいという方が半数を占めておるという現状でございます。申し上げましたように、やはりその移動手段の確保というのは非常に重要であるという認識は持っております。

その中で、やはり運賃の問題でございます。ご存じのように、和東小杉から加茂駅までの運賃につきましては770円がかかるということでございます。それを負担するというのは、やはり高齢者の方につきましては非常に困難なケースも発生してくるということが想定されるわけでございます。答弁の中で言わせていただきましたように、いわゆる免許を持たない方を含めまして、高齢者の方々の移動手段の確保ということで、低価で乗車できる制度、奈良交通ではゴールドクラブ定期券というものを65歳以上の方が購入できるということになっております。この制度につきましては、一乗車で100円で乗車できるというものでございます。これの年間の券が1万8,000円で販売されておるところでございます。

先ほど申し上げました自主返納等のＩＣカードにつきましては5,000円という形で現在実施させていただいておるところでございますけれども、それでは継

続した形での支援ができないというご指摘もいただいておりますというところでございます。今後はゴールドクラブ定期券の導入を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

京都市で敬老パス制度をしておられるということでございますけれども、一定の負担を求めておられるという認識を持っておりますのでございます。そういったものも含めまして、今後検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

一定、前向きな答弁だというふうに認識をさせていただきますけれども、やはり今後返納される方の身体的もことも含めて、ふえてくるというふうに思いますし、そうではない方も含めてですね、バスの利用をふやしていくためにも、やはりこういった思い切った取り組みが必要だと思いますので、早期に具体化を図っていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

次に、高校通学補助についてなんですけれども、先ほど町長並びに総務課長のほうから、今度の計画に基づいてですね、J R も含めて一定の方向性というものを検討するという話を伺ったわけなんですけれども、一定、私は前向きな答弁なのかなとは思っているんですけれども、この和束町から高校に通うということがどういうことなのかということのを改めて確認をしておきたいと思うんですけれども、例えば、先ほど出ました湯船の小杉から一番近い木津高校に例えば3カ月の定期で行きますと、大体、定期代だけで年間25万円かかるんですね。あと、J R の定期を含めると28万7,680円かかることになります。あと、湯船の入り口というか出口では24万2,040円のバス代がかかりますし、全体で27万9,000円、28万円がかかります。あと、一番中心部とも言えるような河原のバス停から乗ったとしても、年間全てで22万9,5

20円かかるというふうになります。小杉でいいますと、3年これで通った場合というのは86万円かかるんですね。河原のバス停でも3年間で60万円以上かかるという実態があるというのをぜひ改めて知っていただきたいというふうに思うんです。

これがどういうことが見えてくるかといいますと、今、例えば府立高校の年間授業料というのは、基本的には制度があって、無償化がされているわけなんですけども、実際は11万8,800円で済むんですね。そう考えますと、和東から一番近い高校に通う交通費であったとして、府立高校の授業料の1年分から2年以上の負担となっているというのがわかると思うんです。通学費用の87%から75%がバス定期の負担になっているという点でも、バスの負担というのが異常に高い現実があるということも改めてわかるというように思います。

これが1人ですからね、もしご兄弟がおられて2人とかというように同時になると、これはとんでもない負担になってくるということになってまいります。ですから、本当に利用をしたいと思っても、ちゅうちょするというかね、どうしても送ってしまうとかいうことになるというのは、やはり現実はそうだというふうに思うんです。

これがやはり同じ木津川や相楽地域の高校生の中でも極めて負担が重いですし、特に交通の利便性が高い木津川市や精華町の高校生と比べましても、そういう高校生には発生しない負担だというふうに思うんですね。

そういう点でもですね、先ほど一定の答弁をいただいたわけなんですけども、これはやはり和東町に住んでいるから仕方がないとかいうことで済ましてはならない問題だと思うんですね。そういう点で、先ほど答弁をいただいた具現化していきたいという話をしていただきましたけども、今現在、バス定期でいえば半額補助をしているという問題がありますので、具体的にそこを拡充していく。前の議会でも他の議員からもありましたように、全額補助の検討もすべきときじゃないかというふうに思うんですけども、その点について、そういう方向で検討いただけるかどうかですね、その辺、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問の中では、一般的な話とそれともう一つ、和束町の奈良交通を利用してほしいということの中で取り組んできた内容、この二面性があるわけです。

一般的には非常に交通経費が高くつくところであると。これに対しての対策、先ほど具現化ということで話をいただいております。私どももこれも側面から考えていくということは非常に重要かなと、このように思いますが、これについては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、私ども、住民のご協力もいただかないと、なかなか奈良交通を維持する、このバスを維持するという面が我々にも一つはあるわけです。こうして非常に利用者数が減ってまいりますと、答弁していましたように、補助対象から減っていく。乗車密度5で補助対象になるんです。今、4人台になっていると思うんです。それについては非常に補助金額が減らされてきております。それを切りますと補助対象すらなくなると。この奈良交通を全て町が公費で出していくとなってくると非常に大変な問題になります。そういうことから、住民の皆さんに非常にご協力いただきたいということで、いろいろと取り組んでまいりました。

覚えていただいているかどうか分かりませんが、何年か前には300円均一でやっとうどうだろうかということをやった経緯もあります。しかし、乗車については何らつながらなかった。今度は乗車密度を上げて、そして経費を下げて、そして住民の負担を減らそうという取り組みの一面があったんですが、それがなかなかでき得てない。

こういったこともあわせて、二面性ですね、一般的な今、岡本議員が言われるように、和束が住むがゆえに交通経費がかかる、大勢行っておったら大変な家庭の中の負担がある。これについて定住し得る、また若い人に入ってきてもらえるようなまちづくりという観点からは、これは避けて通れないんじゃないかならうか。何かそういう方向

は検討すべきだ、こういう一面と、奈良交通を維持したいという面と重なって二面する中で、これからどうあるべきかというものを考えていきたいと思っております。

ただ、さっきの敬老パスについてはですね、現奈良交通の持っておられる制度を有効に利用して、それを補助する。そして、またその問題については、100円均一で乗る。最初に会員に入らないといかん。これを一定補助するとか、いろんな方法があると思います。

また、通学定期についてもですね、先ほど東部3町村、関西本線も含めて考えていく必要があろうかという答弁をさせていただきました。そういう方向の中からですね、いろいろあり得る方向を、和束町だけやなしに笠置町、南山城村とも検討しながらですね、何か一つ住民に示せるような内容を検討していきたいということは申し上げました。そういう中で、具現化ということでご理解をいただきたいと思います。今後、その方向についても十分検討させていただくということご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほど町長ね、一般論という話をされましたけどこれは一般論じゃないんですよ。本当に高校に通わせている世帯の親御さんから話を聞いてもですね、バスを利用できる時間的に環境というか、条件があったとしても、例えば、さっき言ったように、湯船なんかでいえば、とてもじゃないけど払えないということなんですよ。どうしても加茂までは最低限送ってしまうと。

要は、加茂に出るだけでこれだけのお金がかかるんですよ、和束町というところは。あとのJR以降の負担というのもありますけども、ただ多くは奈良交通のバスの定期代が占めているわけですね。それを払ってもまだ学校に到着しないわけですよ。まだ加茂駅に行けるだけなんですよ。だから、そう言ったら、ほかの自治体にはない

負担を負わせているというのがね、和東町に住んでいるがゆえにというふうに思わないためにも、通学時間をどうこうするということはなかなかできませんけども、やはりこういった格差というのを少しでも埋めていくということは行政としてできることです。ですから、今までも半額補助という形で、それはそれでやってこられたことは評価はしているわけですが、やはりもう一步踏み込んで補助を拡充していくというときだというふうに思うんですね。

3町村の云々ということも大事ですけども、やはり和東町の町長なんですから、和東町のこういった状況をほかの村や笠置とはまた違った意味で深刻なわけですから、ぜひ町長として決断をしていただいて、全額補助も含めた方向で検討を早期にしたいというふうに思いますので、そこはぜひ強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと5分しかありませんので、あとのいわゆる送迎されている世帯への支援であるとか、全体的な補助の検討についてはぜひとも検討いただきたいということで、要望にとどめてきたいと思います。

最後に残り時間で、子育て支援の経済的負担の関係ですけども、先ほど一定大事な話だと。いわゆる医療費の拡充についてもそういう話はしていただいているんですけども、やはり早期にですね、いつかやるということではなくて、本当に直ちにやっていただきたいと思うんです。

例えば、教育費の無償化については、もう既に笠置町がこの4月から小学生についてはされているわけですね。交流のある伊根町はもうとっくにされているわけです。全国的にもこういった状況というのは大きく広がっているわけです。ですから、検討するかどうかというときは過ぎているんですね。

修学旅行についていえば、この6月に3町村の3小が合同で修学旅行に行っているわけです。笠置小学校の子供たちは無償で行っています。でも、ほかの和東や南山城村の子供たちは半額ぐらいで行っているわけですね。そういう同じ連合の教育委員会

として責任を持って事業をされている、そういう教育内容について大きな差が出ているわけです。こういったことをやはり一刻も早く放置しないということをぜひ検討いただきたいというふうに思うんです。直ちに私は検討いただきたいというふうに思います。

それと、医療費の問題等もですね、先ほど財源の問題を言われましたけども、例えば、子どもの医療費の助成の全体の費用額というのは、平成28年度で約870万円と聞いております。単純に15年で割った場合、1歳当たり58万円ということになりますし、18歳まで無料化した場合は、単純に計算しますと174万円程度というふうに想定されます。

高校生以降というのはですね、やはり児童手当も終了し、また教育費に係るさまざまな支援も終了していくと、なくなっていくという中で、なかなか大変な状況が広がっているというふうに思うんです。そういう状況も含めて、これも早期に検討いただく必要があるというふうに思います。

先ほど医療費の無料化について、比較的進んだ施策だと言われましたよね。確かにそうだったんですけども、最新の資料では決してそうじゃないわけですよ。もうほとんど府内の自治体は、いろいろ若干条件等がありますけども、中学校卒業まで広げているわけなんですね。進んだところは、お隣の井手町が今年度から高校生まで無料化を延ばされているんですね。伊根町もそうですし、南丹市や京丹後市なんかもされています。そういう点では決して進んだ状況にはないと。やはり和束町としてこれまでの状況も踏まえてですね、さらにもう一步踏み出すときに来ているということで、具体的に、先ほどの教育費の無償化も含めて検討に入っていただきたいというふうに思うんですが、その辺もう一度、町長に、最後、具体的な答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

教育の無償とか、今、国会の議論の中で与党の憲法改正も含めてやりたいと。民進党は法律の制定をやりたいと。今、まさに議論されているところであります。憲法に抵触する内容でありますので、そうした国会の議論を見きわめつつやってまいりたいと、このように思います。

それと、いろんな問題をいただきましたけども、確かに、高校までの医療費の無料化、大きく今そういう流れになっております。そういうことも十分見きわめながら、これからの和束町、さらに今まで先進的にやってきた取り組みの経緯もありますので、そういうことも含めながら、そういった施策に取り組んでまいりたい。これは大事なことでありますので、これでとまったというわけではありません。どう具現化していこうということを私どもは日ごろの仕事の中で考えている。そういう中で議会とも十分議論して進めてまいりたいと、このように答弁させていただきました。非常に各委員会もお持ちでいただいております。そういったところで十分議論しながら、こういった問題について応えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

岡本正意議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩をいたします。

休憩（午前１１時３０分～午後１時３０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

竹内きみ代議員。

○８番（竹内きみ代君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 問目は、堀町長の 5 期目の所信表明及び平成 29 年度の施政方針について質問します。

国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけることや、まち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出し、地方創生交付金によって地方に対し、自分たちのまちの未来をみずからの創意工夫によって切り開く意欲的なチャレンジを応援することや、一億総活躍社会の実現に向けて着実な実現につながる施策を打ち出し、経済の好循環の強化を図ることとしております。これらのことから、平成 29 年度は、地方創生をさらに深化させ、地にしっかりと足をおろしながら、これまでの果実から新たな種を次々に生み出す年にしていくことが求められていると考えます。

そのような中、堀町長におかれましては 5 期目を迎えられ、町行政のかじとり役として町政の大局を的確に把握され、地方自治体の歩むべき道筋を所信表明及び平成 29 年度施政方針で述べられました。

そこで、伺いますが、29 年度の予算では、前年度より約 5 億円減額規模で編成されました。選挙を前に骨格予算ではありますが、施政方針として打ち出された町政運営の基本的な考え方について初めに答弁を求めます。

次に、所信表明の中で、一丁目一番地とされた犬打峠トンネル化は、京都府の平成 29 年度当初予算の中で交流促進安全基盤整備事業として調査費用が計上されました。事業計画では、平成 36 年 3 月完成予定と発表されています。いよいよ長年の要望が実現する段階を迎えることになります。ここに至るまでには、町長や職員の皆さん、そして議員の皆様はもとより、何といたしまして、住民会議の皆様方の日々の活動を初めとする署名運動、そして知事への要望活動に徹していただいた結果であると思うものであります。トンネルが開通することによって生まれる効果は多くあると想定できますが、真剣に検討していかなければと考えるところでございます。

本町におかれましては、昨年 12 月に経済効果の調査を実施され、「トンネルが開通したら京都府南部はこう変わる」との茶源郷未来型交流のまちづくり調査研究事業

として調査をされました。その結果を受け、トンネル開通を見込んだまちづくりについてどのように検討され、実践されていくのか、お考えを伺います。

2点目、京都府南部、宇治茶のふるさと12市町村を舞台に、「お茶の京都博」が展開され、各地で宇治茶をテーマにした各種イベントが催されています。そのオープニングは八幡市の「さくら茶会」で開幕されました。

その後、宇治市の「一坪茶室」、城陽市の飲食店経営者らによる「国際交流会」、精華町では日本遺産認定地域が一堂に会する「サミット」、京田辺市では「玉露の入れ方全国コンテスト」など、さまざまな計画が発表されています。

本町では、5月に観光案内所において「お茶の振る舞い」をしましたが、10月に「茶畑ビューイング2017」として、世界文化遺産の登録を目指す景観を目の前にしての「茶畑ハウス」やサイクリングを開催しますとの計画をされているようですが、どのように進めていかれるのか。また、府との協力体制についても伺います。

3点目は、ワールドマスタースゲームズについて質問します。

ワールドマスタースゲームズは、4年に一度、オリンピック・パラリンピックの翌年に開催される国際生涯スポーツ大会で、世界最高峰の生涯スポーツの国際大会であります。競技資格や選抜基準といったものは一切なく、原則30歳以上であれば誰でも参加することができ、元プロ選手や元オリンピック選手と一緒にアスリートがキャリアを超えて競技できる可能性がある点は、オリンピック、パラリンピックにはない特徴であると言えます。

このワールドマスタースゲームズが4年後の2021年にここ関西で開催され、その会場に湯船森林公園が決定しております。それを受けまして本年4月に、ニュージーランド、オークランドで開催されたワールドマスタースゲームズに本町からも視察研修で参加されましたが、大会の様子やその感想はどうであったのか伺います。

4点目、ワールドマスタースゲームズ2021については湯船マウンテンバイク会場が大会会場になるわけですが、京都府において実行委員会がスタートしよ

うとされております。本町での受け入れ体制の取り組みについて、どのように検討されているのか伺います。

2 問目は、このたび念願の観光案内所がオープンいたしました。観光案内所ができたことにより、オープン以来、約 2,000 名の方を迎えたことは大変喜ばしいことと評価するものでございます。

そこで、1 点目は、観光案内所 5 ケ年事業計画によりますと、平成 31 年には法人化への研究、準備会を進め、33 年には法人化設立との計画であります。独立するには登録事業者の協力や観光ビジネスのノウハウなどの課題が見えてきます。どのような計画で進められるのか、お考えをお伺いします。

2 点目は、第 4 次総合計画後期実施計画の基本構想においては、平成 32 年度における将来人口とともに交流人口 25 万人としています。この間、観光やレクリエーションなどで本町を訪れる交流人口は年々増加傾向にあり、その伸び率は京都府の中では最も高い率であるとお聞きしています。今年度の達成見込み数や平成 32 年度の交流人口 25 万人達成に向けての方策はどのように検討されているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、最初に、5 期目の所信表明及び平成 29 年度施政方針についてであります。

5 期目に当たっての所信表明は、臨時議会においてさせていただいたところでもあります。特に今期 5 期目に当たっての施策の方向、内容には大きな特徴があります。将来の和東町のまちづくりを左右するといっても過言ではない大きな事業が本年度からスタートいたします。

その主な事業としては、ご質問にもいただいている府道宇治木屋線犬打峠トンネル化への事業着手であり、またお茶の京都事業、さらにはアジアで初めのワールドマスターズゲームズ2021開催に向けた取り組み、そして、何よりも京都府と相楽東部3町村による初めての試みでもある相楽東部未来づくりセンターの共同設置などがあります。

そこで、これからの4年間は、これら事業を通じて和束町の未来を見据えたまちづくりの着実な推進と、そしてさらに、それら事業を生かすことにより、平成32年度を最終目標年次として、住民の皆さんと策定いたしました和束町第4次総合計画、いわゆる後期基本計画、みんなでつくるふるさと和束未来プランの六つの共同プログラムの実現に努めてまいりたいと思います。

また、一方では、これまで京都府を初め近隣の市町村や大学、企業などとの連携、さらには広く住民との協働のまちづくりとして、「活力と交流の茶源郷和束」の実現を目指して積極的な取り組みを進めてきたところでもあり、それら成果をさらに今後に生かすためにも、さきにも述べました本年度の大きな事業の着手を機に整合を図ることとし、それぞれ既設のまちづくりの一部見直しも必要に応じて検討していかなければならないと考えています。その意味においては、犬打峠の5年以内の開通は、本町だけでなく相楽東部3町村を初め近隣の市町の今後のまちづくりにも大きな影響を与えるものと考えています。

ご質問にもいただきましたように、この成果が和束町のまちづくりにどう影響していくか、こういった資料も策定しているところであります。今後、そうした資料にも基づき検討を深めていきたいと、こういうように思っているところであります。

ただいまどこまで進んでいるかということでございますが、こういった資料をもとに今後さらに進化をさせていくと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、次のご質問でございます。次に、お茶の京都事業についてでございますが、お茶の京都は山城地域全体の地域振興と茶業振興を目的として進められています

が、石寺の茶畑景観がメインビジュアルとされているなど、和束町は高い注目を集めており、対外的に茶源郷和束を発信し、交流人口の増加による地域活性化を図るためにも非常に重要な取り組みと考えております。

今年度はターゲットイヤーとして、山城各地でお茶に関するイベントが多数開催されている中、和束町におきましても、ご質問にもありましたように、観光案内所、オープンイベントとして新茶の振る舞い、ゴールデンウィーク期間中の東京・大阪・京都市内のホテルでの和束茶フェア「茶摘み体験イベント」をこれまで実施してまいりました。

今後、秋にはアート作品として、一緒に茶畑景観を楽しむ茶畑アートや代表的な茶畑景観を見ながらお茶を飲める茶畑ハウス、また、まちの至るところに広がる美しい生業景観を散策するなど、和束の茶畑景観を存分に味わっていただく「茶畑ビューイング2017」を開催するとともに、宇治市内で開催される宇治茶博において市町村ごとの一坪茶室を披露することとなっており、和束町からも大学と連携して作品を出店すべく準備を進めているところであります。

これらの事業を実施するためには、京都府との連携や協力が不可欠と考えており、事業を進めるに当たって相談やアドバイスをいただくとともに、財政面においても支援をいただいているところであります。

その中で最も効果が大きいと感じているのが広報であり、4月以降、町が把握しているだけでテレビ取材が9件あり、昨年度の年間3件から大幅に増加しており、和束の魅力発信に大きく貢献していただいていると考えております。まずは、今年度の取り組みを成功に導くことが第1ですが、ターゲットイヤーの取り組みを一過性の盛り上がりには終わらせてことなく、今後も継続した観光振興、交流人口増につなげていくことが重要であり、町内の事業者や住民の皆さんにもご協力いただき、一丸となって和束町の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、ワールドマスタースゲームズ2021に向けた受け入れ体制の取り組みであ

りますが、昨年１０月にワールドマスターズゲームズ２０２１のマウンテンバイク会場に和東町が決定いたしました。和東町で国際大会が開催されることは初めてのことであり、大変喜ばしく思うと同時に、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。４年後の開催に向けては、まずは住民の皆さんに和東町で初めての国際大会が開かれることを知っていただき、本大会に向け住民の機運を高めていくことが重要だと考えております。

一方、ニュージーランドの視察研修にて、ワールドマスターズゲームズの選手の中には専門外の種目に参加している方も多数いらっしゃり、例えば、同じ自転車競技の選手を呼び込むために、和東町で開催されることの認知度を高めるとともに必要であり、まずは町内外への積極的な周知や広報が必要と考えております。

本大会は３日間開催される予定で、選手２００名程度、大会のスタッフが５０名程度と見込んでおり、交通アクセスや宿泊地などの準備が必要となってきます。

また、マウンテンバイクランドにつきましても、国際大会を開催できる規格を満たすコース、６メートル幅の直線１００メートルや観覧席やトイレ・飲食ブースなど、観客受け入れ施設の整備も必要と考えております。このため、本大会までの準備を円滑に進める地域力推進課内にワールドマスターズゲームズ準備室を設置し、ここを核として本大会に向けての歩みを進めたいと考えておりますので、本議会に提出いたしました組織条例の改正案のご審議をよろしくお願いいたします。

そして、今後は住民やさまざまな関係団体にも参画いただいた実行委員会を立ち上げ、皆さんが協働して、マウンテンバイク会場の決定を契機としたまちの活性化を図ってまいりたいと思っております。

また、本大会開催に向けては近隣市町村との連携が不可欠であり、湯船地区に隣接する滋賀県甲賀市は選手や観客の動線でもあるため、今後、協力要請など府県をまたぐ広域連携についても検討してまいりたいと考えております。

次に、観光案内所設置により、和東町の観光施策の方向性についてであります。

観光案内所オープンは観光協会へのステップであり、将来の観光協会についての考え方を問うについてお答えをさせていただきたいと思います。

我が国は人口減少局面に突入しており、経済面で考えると人口が1人減ると年間GDPは120万円減るとの試算がありますが、一方で、外国人観光客は日本に滞在中1人平均15万円消費するとの数値もあり、外国人観光客が8人ふえれば人口1名減に対応できるとの計算が成り立ちます。これが人口減を交流人口増でカバーするという根本の考え方であります。人口減少が進行する和東町においても、交流人口拡大による町の活性化は重要であり、第4次総合計画においても、年間25万人の交流人口を目標に掲げて観光振興に取り組んでいるところでございます。

このような中、茶源郷和東をキーワードに美しい茶畑景観を積極的に発信するとともに、昨年度にはホテル、旅館がなかった和東町に山の家を京都和東荘として改装・オープンさせ、さらに農家民宿の開設を支援し、現在4軒が営業しているところでございます。また、ことし4月からは観光情報の発信拠点として観光案内所を開設し、観光インフラの整備を進めてまいりました。

その結果、発表はまだですが、昨年観光入り込み客数は9万人を超える見込みで、5年前の約2.5倍となっております。交流人口が順調に伸びている中、観光産業が町内の商工業の発展及び町の活性化に向けて果たす役割は大きくなっております。今後はまちづくりと一体となった観光地域づくりの実現のため、観光案内所の指定管理者である商工会と協力し、次期5次総合計画立ち上げの平成33年度までに観光協会の立ち上げを目指してまいりたいと考えております。

以上、竹内議員の一般質問にお答えをさせていただきました。

詳しくは所管課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

のどの調子が悪くて、大変お聞き苦しいところがございますが、ご容赦ください。

竹内議員のご質問にお答えいたします。

私からは、１．（３）ニュージーランドで４月開催のワールドマスタースゲームズを視察研修されたが、大会の様子や感想はどうかと２．（２）交流人口２５万人に向けての方策はどのように検討されているかについて答弁させていただきます。

ワールドマスタースゲームズについてでございますが、竹内議員からも紹介がありましたが、ワールドマスタースゲームズは、３０歳以上の一般アスリートを対象として４年に１回開催される生涯スポーツの大会であり、本年４月に開催されたニュージーランド・オークランドでの大会が前回開催に当たるため、職員２名を派遣し、本大会及び前日準備の視察と出場選手に対し和東で実施される次回大会の呼びかけを行ったところでございます。

オークランドはニュージーランドで最も人口が多い都市ですが、会場は中心部から１時間程度の農村地域にあり、交通手段はシャトルバスも運行しておりましたが、自動車での移動が中心となっておりました。

本大会は１日のみの日程で、男女別、年齢別で計９レース実施されました。

出場選手は約３５０名で、うち海外からは５０名程度、観客は出場選手の家族が大半であると見受けられました。

大会運営は審判や会場誘導ボランティアなど、５０名程度のスタッフにより実施されておりました。

コースは全長９キロメートル、整備された森林内の林道で、起伏が少なく、コース幅も広く、比較的易しいコースでありました。

スタート・ゴール地点は幹線道となっておりましたが、観客席は設けておらず、バリケードのみとなっておりました。

トイレは仮設で１０基設置されており、飲食物については移動販売者が２台営業し

ておりました。

現在、湯船にて約選手150名が参加する自転車競技連盟公認レースが開催されておりますが、ワールドマスタースゲームズの本大会もこの公認レースに告示しております。まして、運営ノウハウは生かすことができると感じました。

また、本大会には選手・観客・運営スタッフ等を合わせると、少なくとも500名以上が集まることが予想されますので、大変大きな経済効果が期待できます。

本大会に向けては、コースの整備と合わせまして宿泊や飲食等、町内で消費が進みますよう、今後組成いたします実行委員会とも協力して準備を進めたいと考えております。

次に、交流人口25万人に向けての方策についてであります。第4次総合計画において交流人口25万人の目標を掲げましたが、その根拠といたしましては、観光による経済効果、これは観光消費額のことなのですが、これを5億円と設定いたしまして、当時、府全体の1人当たりの平均観光消費額が約2,000円でありましたので、それで割り返した25万人という数字を算出いたしました。

先ほど町長から答弁がありましたように、昨年の和束町の観光見込み客数の見込みは5年前の約2.5倍となっているものの、目標の25万人達成に向けてはまだまだ道半ばの状況でございます。交流人口や観光消費額の拡大を図るためには、茶畑景観など和束町の既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たな観光資源の発掘、また、食べる・買う・泊まる、それぞれの部分でさらなる消費拡大のための取り組みが必要と考えております。

このため今年度立ち上がったお茶の京都DMOとも連携しまして、宿泊型周遊観光ツアーの造成や茶文化農業体験の実施、またワールドマスタースゲームズへの機運醸成も兼ねた湯船でのマウンテンバイクイベントの実施や自転車愛好家向けサイクルマップの作成など、国の地方創生予算も活用した事業を今回の補正予算でお願いしているところでございます。

今年度はお茶の京都のターゲットイヤーでもありまして、和東町にも大変注目が集まっている中、観光客も多くなることが予想されます。初めて来られる方には、リピーターとしてまた再び起こしただくとともに、和東町の魅力を発信していただきまして、さらなる誘客にもつなげるためにも、今年度のイベントの充実や町全体でのおもてなしの心が重要になってくると思います。今後とも住民の皆様や事業者の皆様とも協力しまして、おもてなしの心で観光誘客の拡大に向け、一步ずつ着実に歩みを進めたいと考えております。

答弁は以上です。ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

それでは、再質問をさせていただきます。

その前に議長、この冊子を使わせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

許可します。

○8 番（竹内きみ代君）

では、ただいま答弁をいただきまして、町長の所信表明、施政方針につきましてたくさんの答弁をいただきました。今年度は非常に、こうして見ますとたくさんの事業を抱えております。お茶の京都につきましては今年度がスタートでございますが、ここはやはり大成功させていかなければならない。

京都府のホームページを見ていきますと、やはり和東町には残念ながら今までの箱物がないというところで、今回、茶畑ハウスというようなネーミングになったのかなというふうな思いもしますが、京都府の一覧表を見ていきますと、やはり箱物がないということで、和東町だけが載っていないという部分もございまして、そこを見たときに非常に残念だなというふうに思ったんですが、今回、今までにないような、そうい

う計画を立てていただいている。この茶畑ハウスにつきましては、もう少しどんなものか後ほどお聞かせ願いたいんですけれども、あと、未来づくりセンター、これは定住移住・観光のアンテナを張っていただく、こういう事業でございます。そして、観光案内所によって観光を拡大していく。

少し先になりますが、この数年間で、5年後には犬打峠トンネル化、こういうことも入ってまいります。ここまでのまちづくりが大事であるというふうに思います。

すると、マウンテンバイク、これだけの大きな事業がこれから和束町に入ってきて、そして、それを行政として進めていっていただく。これは非常に大きな大事なことでありまして、これからの4年間は非常に大事だなというふうに私自身も思っております。

そこでですが、これまで地方創生の予算といたしまして、総合戦略に和束町は何回も手を挙げていただきました。27年から先行型、それから加速化推進交付金というふうに手を挙げていただいて、そして地方創生の予算をとっていただいております。このことに関しまして、今年度29年度も国では1,000億円を予算措置しておりますというふうに出しております。ここにつきまして本町でも積極的にこの辺を活用していただきたい。いただいているのかもわかりませんが、その辺の交付金の活用につきまして町長から答弁願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問にもありましたように、非常に和束町を挙げて全職員が国の金をとってこうということで、一生懸命取り組んでいただけてくれるわけです。それがそれぞれの事業におうての地域再生計画を挙げてくれていると。こういった積極的な職員の取り組みがいろんな新しい事業を積極的に取り組んできたと、こうすることで、今、質問い

いただいたとおりであります。本当にこれは一丸となって取り組んできた成果かなというふうに、手前みそなんですけど、思っております。

そういう延長の中で、今、お尋ねいただいておりますように、29年度の地方創生推進交付金として、一応、手を挙げているのが5項目あります。

企業サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業、これも大きくこれから新しいサテライト事務所として、これからも学研と地域一体で進められるような方向性を探っていこうと、京都府と合わせて考えていこうと、これ一つとっても大きな事業の事務所、この辺の設置を考えていきたいと、こういうように思っております。

それと、京野菜、織物リジュベネーション、そういった取り組み方、これについてはですね、新商品の開発というようにご理解いただきたいと思います。リジュベネーションという、これは新商品開発というふうにご理解いただいたほうがいいのかなと思っております。これも6月補正でまちづくり会社運営助成として、あわせてこれの手を挙げていると、こういうことであります。

それから、茶源郷和束スポーツ聖地化づくり事業というのを挙げていただいております。これはマウンテンバイクとか宿泊型周遊観光ツアー等の実施業務委託などを合わせて、これの内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

それと、もう一つは、移住I・M・O創造事業であります。これは移住を呼びかけるためのPR動画を作成して、積極的に移住を促進していく。町内外に発信していった移住を促進する事業であるわけであります。

それと、もう一つは、「今だけ、ここだけ、貴方だけ観光推進事業」として、これはお茶の京都市町村支援事業費交付金、これは府とかそういったものを使っているわけなんですけど、そういう意味で、お茶のターゲットイヤーに合わせて観光振興を図り、交流人口を拡大するための主な事業として取り組んでまいりたいと、このように思っております。

ちょっとわかりにくい片仮名のところはまた担当所管のほうに聞いていただいて、この５事業に現在チャレンジをしていると、こういうことで、これがこの補正の中に含まれてきますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

８番、竹内議員。

○８番（竹内きみ代君）

２９年度につきましても、国の予算をしっかりととっていただいているということがよくわかりました。その中で、地域再生計画、非常に大変なことをやっただいている、そういうこともよくわかっております。

次に、具体的に少しお話をしていきたいんですが、いただきましたトンネルにつきましても、これはたくさんの効果が書かれております。この中から全部できませんので、きょうは１点だけお聞きしたいと思います。

これの１５ページなんですけれども、お持ちでございましたら見ていただいたらというふうに思います。

この調査結果によりますと、新たな商業施設の進出の考え方というのが出ております。この１６ページには、効果予測として、昼間１２時間、上下４，７００台通る交通量があるというふうにも出ております。そして、産業施設の進出ということで、国道１６３号、木津信楽線、宇治木屋線の交差点付近にコンビニ等小売業施設を想定というふうにも出ております。その前にページに行きますと、１５ページでは、好条件ポイントというのが３カ所出ております。今、言いましたようなところが３カ所でございます。これはなぜ申し上げるかといいますと、トンネルができますと、やはり通過地点になってしまわないかという、そういう心配もあるわけでございまして、この三つのポイント地点におきまして、今後新しいそういう商業施設なり、そういったことを町長は検討されているのかどうかですね。

この間ですが、新名神の高速道路の城陽八幡田辺間が開通をいたしました。そのこ

とによりまして、京奈和自動車と第二京阪がつながりまして、京都から木津のインターまで直接来ることができます。そういったことが想像もしない大きな結果になっております。

そういうところで、南山城村におきましては道の駅ができました。先日も新聞で出ておりましたが、５２日間で１０万人突破したと。すごいすばらしい結果を出しております。こういったことも踏まえますと、やはり和東町にもトンネルを抜ける受けるところが必要ではないかという思いがいたします。

そこで、現在の和東茶カフェでは本当に見にくい、目にとまりにくいという、そういう条件も今なっておりますので、この調査結果によりますと、やはりこのあたりで、府道ではございますが、お茶の駅とか山の駅とか道の駅とか、そういった形のようなものがトンネルが開通するまでに必要ではないかというふうな思いもしているわけですが、この辺、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

トンネルができると多くの方からもストロー現象が一層進むのではないかという心配の言葉をよく耳にいたします。今も竹内議員からもそうした面が、このままだったら起こるんじゃないかなと、このように心配されている面も伺えます。

私は、そのためにも、何もしない特色のない地域であればストロー現象が起こります。しかし、先ほどから述べておりますように、和東町としての歴史・景観・農村空間、そしてこの立地状況、大きな特色を生かしてくることによって、いろんなところから今、注目をされております。これは３０７号線、２４号線、１６３、こういったところの拠点になる地域になります。そういう地域の中で、やはり物流の大変重要な時期になります。そういうことから考えますと、こうしたところが非常に特色のある

地域として多くから今、注目をされております。

また、もう一つは、今、言われましたように道の駅という話があるんですが、南山城はあるんですが、ちょうどこの間、国土交通省のいろんな方とお話をさせていただきました。今は何千という道の駅があるんですけども、伝説になっているんやけども、道の駅が廃駅になったところがあるんやという話をされました。これは和東町なんだよとびっくりされました。「町長、ぜひ復活、道の駅の復活やりましょうね」と、こういう声もかけていただきました。

これがいいのか悪いのかは別として、国土交通省の見ておられるのは、この地点というのは非常に魅力を感じると言っていました。歴史性、農村空間、産業性、いろんなところ、そして周囲、新名神のそういったインターができたりですね。学研都市に近い。それと、国土交通省が言われるのには、通勤で会社の根基に１０分以内に家があるというのは好まれない。大体３０分程度通勤できるということが非常に好まれると。そういうことを考えると、周辺地域、甲賀市、京都府、学研、それと今、田辺と城陽の中にできるわけです。そういうところの真ん中になりますので、非常にここは魅力の感じる場所ですねと、こういうお話をいただきました。

そういう中を積極的に、それだけじゃございませんが、やっぱり宇治茶の主産地とこの景観を生かした、先ほどもありましたように、テレビでも相当取り上げていただいている。これはお茶の京都のターゲットイヤーというところもあるんでしょうけども、この中でいろんな企業誘致だとか、施設誘致だとか、こういうことを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、今、言われるように、ストロー現象にならないように、和東町として特色あるまちづくりを進めていくことが私は大事だと思っておりますので、その点ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

８番、竹内議員。

○８番（竹内きみ代君）

それでは、マウンテンバイクのほうでもう少しお聞きしたいと思います。

本当に誰も経験したことのない大会、世界大会を和東町で、しかも湯船で開催をするという、このことにつきましては、私たちはこうして議会でお話を聞き、いろんなことをして、少しはそういうもんかなというふうな思いもいたしますが、住民の皆様にとりましては、全く、そんなことがあるんですかというような、まだ今そういう段階であると思うんです。ですから、先ほども答弁いただきましたが、住民の方にどのようにお知らせをしていくか、知っていただくか、また、そこをどう盛り上げていくかということが非常に大事な点であると思います。

運営につきましては、これから実行委員会なりをつくっていかれますので、しかし、住民の方に対しての周知ですね、また住民参加、身近に感じられるような、そういう体制づくり、まだまだこれからではあるとは思いますが、その辺、担当課長としてどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

質問にお答えいたします。

本当に議員のおっしゃるように、まず和東町でこういう国際大会が開催されるということで、一番参加者が期待できるのは、やはり近隣、特にこの和東町だと思いますので、4年後に30歳以上を迎えられている方には、ぜひ選手として参加していただきたいというふうに思っております。

場合によっては、例えば、これは今後、町の中で話し合わなきゃいけないんですけども、子供たちも含めて、マウンテンバイク場がございますので、なれ親しんでいただく、そういう環境づくりというのが大切だと思いますので、これはここで言うてすぐに実現するかはわからないんですけども、例えば、教育委員会と連携しまして、小学校とか中学校のほうでもそういうマウンテンバイクという競技を広めていくような

取り組みだとかですね、そういったことも検討していきまして、より町民に身近なスポーツになるように我々としてもやっていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

そういうことですね。実行委員会はつくられますが、私がここで一つ提案をさせていただきたいと思うんですが、やはりトンネルのときもそうだったんですが、本当にトンネルができるのかな。30 数年間要望して、先代の議長さんなり、いろんな方が要望されてきたことが今、現実になろうとしているわけでございます。そのときに横断幕をつくったり、住民の皆様知っていただく、町内外の方にも知っていただく、そういう意味を込めまして、トンネル化推進というような横断幕をつくられた、こういう経緯もございますので、やはりどこかの早い時点でそういう幕を張るなり、2021 ワールドマスターズが行われますというような、そういうものを検討していけたらいいかなと、この一つ提案と、それから夏には非常にバーベキューでたくさんの方が森林公園なりにおいでになります。そういう方たちにも、この夏を通して、やはり4 年先ですので、認識をしていただけるような、そういう公園に入ることができるのかどうか、また、そこで何ができるのかわかりませんが、そうしておいでになった方々にもいち早く周知していけるようなことをこの中から検討していけたらいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まさにそのとおりだと思いますし、ただいま横断幕とおっしゃいましたけども、こ

れはきっとそういったものが飾ってあれば町民の皆様も一目でわかると思いますので、私、ここで約束することはできないんですけども、そういったことも町長、副町長と話をしてですね、できるようにしていければなと思っております。

湯船地区に来られた方への周知なんですけども、ちょうどですね、今、湯船地区では株式会社ゆぶねという住民と区が両方で出資してできる新しいまちづくり会社というのを設立に向けて本当は8割方、9割方進んでおるところなんですけども、間もなく設立総会が開かれるという段に来ております。この株式会社ゆぶねというのを立ち上げるんですけども、このまちづくり会社は、湯船地区の総合的なまちづくりを担うためのことを、そういうために立ち上げるものでありまして、そことも連携してですね、湯船森林公園に来られたお客様に周知するということは一緒にやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

今、ゆぶね株式会社のお話もしていただきましたが、やはりまちづくりという中でこれから取り組んでいただくということで、本当にこれは和東町にとりましても大きく期待できる場所であると、こういうふうに使っておりますので、ぜひ前進させていただきますようお願いしておきたいと思っております。

それから、商工会の案内所から観光協会にこれを独立させていく方向、5年間というような計画をいただいております。ここの計画を見ますと、やはり登録事業者数が33年に50というふうに出ております。これでは非常に少ないんじゃないかというふうな思いもしております。やはり観光で今、生計を立てていらっしゃる和東の方は本当に少ないんですけども、そこに参加をしていただく、参画をしていただくということで、ここの人数が上がらないと協会には大変厳しいというふうな思いもいたし

ます。その辺は担当課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

質問にお答えいたします。

今、和東町の商工会の会員が大体約200というふうに伺っております。いろいろな業種があるんですけれども、その中で観光というとやはり飲食業とか物販関係、サービス業になってきますので、非常に占める割合というのは少なくなっているかと思うんですけれども、例えば、飲食で新しく開店したところもございますし、今後、現にお茶の京都ターゲットイヤーで本当にマスコミへの露出もふえまして、いろいろと観光客の方もふえておりますので、それに引っ張られる形でサービス業の創業だとかいうのもふえていくことも予想されます。そういったところにできるだけたくさん加わっていただきまして、それで町の一つの産業の新しい柱となるような形で、そういう観光協会につながるような組織というのをできればつくっていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

本当に今、たくさんの方がおみえになっております。来ていただきまして、本当に受け皿ができてないというのが今の和東町の現状であるというふうに思っております。テレビに放映していただいたり、周りでいろいろやっていただいたおかげでたくさんの方に注目をしていただいて、茶源郷和東に行ってみたいというふうな思いで来ていただきますが、やはりその受け皿的なものができていないというのが現状であるというふうに思っております。

そこで、町長に最後に質問ですが、人材がやはり要と思うんです。これだけのた

くさんのことをやっていただくには、やはり人材がなくては前へ進めない、そういう  
思いもいたします。

そこで、地域おこし協力隊、今現在３名入っていただいております。３名ともしっかり頑張っていると思います。お一人は湯船、お一人は特産品づくり、そしてお一人は観光という、ホームページも開きながら、着実に和束の人間になりつつあるというような、そんな思いで頑張っていると思います。

そこで、本当にここをもう少し国に要望していただきまして、地域おこし協力隊の人数をふやす、これはできないものか、その辺、町長に伺いたいと思います。

これは全国ですが、今、4,000名ぐらい地域おこし協力隊がいらっしゃる。そして、6割がその地に定住しているという、そういうデータもございます。そして、京都府におきましては、ちょっと古いデータで、宮津市では6人入っておられます。南丹市では4人入っておられます。こういったこともございますので、ぜひ増員に向けての検討をお願いしたいと思います。

町長、答弁願います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からご提案いただいております地域おこし協力隊の増員の件でございますが、これは本当に近隣の村でありますと、今後、農業をやっていただくという意思のある人に入ってもらって、そしてその工場に従事していただくと。ある意味では、そういう身近な目的を持って入っていただいておりますというのが非常に多いわけでございます。ある意味ではうちのほうはもう少しまちに興味を持っていただくということで、観光とか湯船まちづくり、そして農業の振興と、こういう漠然といたしましたのは、この6割が残るというところなんですけども、やはり具体的な目的を持って、具体性のあるところで募集というのは非常に私も大事ななというように思っ

おります。

今後、そういう意味において、それぞれの所管課とも協議しながら、そしてこれは特交で見てもらえる、国でいえば積極的に総務省を利用するようにとということでもありますので、今、そういう方向にやられて慎重に検討していくと。できるなら、先ほど具体性を持った次の段階というのもあり得るのかなと、このように考えております。そういう意味で、まさにこれから今のご提案も含めて検討させていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

まちづくりにつきまして、きょうはたくさんの提案なり、また町長との議論なりをさせていただきました。これがぜひとも前向きますように、前進しますことを希望いたします。一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 2 5 分～午後 2 時 4 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号専決））、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決））、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度和束町簡易水道事業特

別会計補正予算（第４号専決））、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号専決））、承認第７号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号専決））、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決））、以上６件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第３号から承認第８号の提案理由を申し上げます。

承認第３号 平成２８年度和束町一般会計補正予算（第５号専決）は、地方債の許可及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第４号 平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決）は、事業勘定において国庫支出金並びに共同事業交付金の決定等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、

承認第５号 平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決）は、地方債の許可の決定等に伴い、

承認第６号 平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号専決）は、地方債の許可の決定等に伴い、

承認第７号 平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号専決）は、保険事業勘定において、保険給付費に係る国・府支出金等の確定により、サービス事業勘定においては一般会計繰入金等の確定に伴い、

承認第８号 平成２８年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決）は、一般会計繰入金等の確定に伴い、

それぞれ予算補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、

専決処分をさせていただいた次第であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、承認第3号のご説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくお願い申し上げます。

承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページでございます。

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成28年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）

2. 専決理由 地方債の許可額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）

平成28年度和東町一般会計補正予算（第5号専決は）、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,238万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,744万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決

和 東 町 長           堀    忠 雄

次のページが第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

2 款 地方譲与税、2,721万4,000円、316万円、3,037万4,000円。

3 款 利子割交付金、107万2,000円、△47万6,000円、59万6,000円。

4 款 配当割交付金、384万2,000円、△190万2,000円、194万円。

5 款 株式等譲渡所得割交付金、271万3,000円、△157万6,000円、113万7,000円。

6 款 地方消費税交付金、7,630万1,000円、△1,096万8,000円、6,533万3,000円。

7 款 ゴルフ場利用税交付金、1,204万1,000円、△129万7,000円、1,074万4,000円。

8 款自動車取得税交付金、6 1 3 万 8, 0 0 0 円、△ 8 万円、6 0 5 万 8, 0 0 0 円。

9 款地方特例交付金、6 0 万 6, 0 0 0 円、△ 1 2 万 7, 0 0 0 円、4 7 万 9, 0 0 0 円。

1 0 款地方交付税、1 6 億 2, 5 2 0 万 7, 0 0 0 円、2, 7 7 2 万 1, 0 0 0 円、1 6 億 5, 2 9 2 万 8, 0 0 0 円。

1 1 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円、△ 2 0 万円、0 円。

1 2 款分担金及び負担金、7, 5 2 5 万 8, 0 0 0 円、△ 5 5 3 万 6, 0 0 0 円、6, 9 7 2 万 2, 0 0 0 円。

1 3 款使用料及び手数料、3, 1 0 3 万 6, 0 0 0 円、△ 1 7 4 万円、2, 9 2 9 万 6, 0 0 0 円。

次のページでございます。

1 4 款国庫支出金、2 億 3, 1 8 7 万 9, 0 0 0 円、△ 5 3 1 万 8, 0 0 0 円、2 億 2, 6 5 6 万 1, 0 0 0 円。

1 5 款府支出金、3 億 3, 8 3 2 万 4, 0 0 0 円、1, 1 1 7 万 1, 0 0 0 円。3 億 4, 9 4 9 万 5, 0 0 0 円。

1 6 款財産収入、5 1 8 万 1, 0 0 0 円、△ 5 5 万円、4 6 3 万 1, 0 0 0 円。

1 7 款寄附金、6 6 万 6, 0 0 0 円、3 1 万 4, 0 0 0 円、9 8 万円。

1 8 款繰入金、9, 7 7 9 万 9, 0 0 0 円、△ 4 6 9 万円、9, 3 1 0 万 9, 0 0 0 円。

2 0 款諸収入、4, 0 0 1 万 9, 0 0 0 円、3 5 0 万 8, 0 0 0 円、4, 3 5 2 万 7, 0 0 0 円。

2 1 款町債、5 億 6, 2 9 0 万円、△ 5, 3 8 0 万円、5 億 9 1 0 万円。

歳入合計でございます。3 6 億 1, 9 8 3 万 4, 0 0 0 円、△ 4, 2 3 8 万 6, 0 0 0 円、3 5 億 7, 7 4 4 万 8, 0 0 0 円でございます。

次のページから歳出でございます。

1 款議会費、5, 6 6 3 万 4, 0 0 0 円、△ 4 8 万 2, 0 0 0 円、5, 6 1 5 万 2, 0

00円。

2款総務費、7億5,075万9,000円、9,859万9,000円、8億4,935万8,000円。

3款民生費、7億7,287万9,000円、△3,298万円、7億3,989万9,000円。

4款衛生費、4億3,515万4,000円、△2,170万8,000円、4億1,344万6,000円。

5款農林業費、2億6,600万2,000円、△1,814万2,000円、2億4,786万円。

6款商工費、1億694万5,000円、△280万1,000円、1億414万4,000円。

7款土木費、2億7,910万円4,000円、△1,616万8,000円、2億6,293万6,000円。

次のページでございます。

8款消防費、3億1,360万2,000円、△1,626万2,000円、2億9,734万円。

9款教育費、1億8,092万4,000円、△15万円、1億8,077万4,000円。

10款災害復旧費、357万8,000円、△92万3,000円、265万5,000円。

11款公債費、4億4,924万8,000円、△3,136万9,000円、4億1,787万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページが第2表の繰越明許費の補正でございます。

まず、1の追加でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、臨時福祉給付金の経済対策分給付事業で 9 2 6 万 7 , 0 0 0 円でございます。

2 の変更でございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業過疎対策分でございます。補正前が 9 0 0 万円、補正後が 8 0 0 万円でございます。

次のページが第 3 表の地方債補正でございます。全て変更ということでございます。

まず、起債の目的、庁舎改修事業でございます。補正前の限度額が 1 億 5 , 3 8 0 万円。起債の方法：証書借り入れ又は証券発行、利率は年 5 . 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということです。

補正後でございます。限度額が 1 億 3 , 5 3 0 万円でございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は補正前、補正後と同じでございますので、省略させていただき、補正前と補正後の限度額のみ申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

議会音響設備改修事業、1 , 7 1 0 万円、1 , 2 7 0 万円。

人権ふれあいセンター耐震補強事業、3 5 0 万円、0 円。

人権ふれあいセンター改修事業（過疎対策）、8 4 0 万円、8 0 0 万円。

和東保育園耐震及び改修事業（過疎対策）、6 4 0 万円、0 円。

湯船森林公園水利確保対策事業、4 9 0 万円、5 2 0 万円。

観光案内所建設事業（過疎対策）、7 , 0 6 0 万円、6 , 6 3 0 万円。

門前橋整備事業（過疎対策）、2 6 0 万円、2 4 0 万円。

次のページでございます。

町道拡幅改良事業（過疎対策）、1,740万円、1,510万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、1,450万円、1,290万円。

道路舗装維持管理事業（過疎対策）、1,660万円、1,090万円。

町営住宅建設事業、4,780万円、4,810万円。

相楽中部広域連合中学校空調設備事業（過疎対策）、2,240万円、1,880万円。

防災拠点調査耐震補強事業、5,440万円、5,250万円。

消防ポンプ車庫整備事業、250万円、90万円。

計でございますが、補正前の金額が4億4,290万円、補正後が3億8,910万円となっております。

続きまして、資料No.3、予算に関する説明書により、主なものをご説明申し上げます。

総括は省略させていただきまして、5ページ、6ページでございます。

まず、歳入でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で△1,096万8,000円でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で2,772万1,000円の増額補正でございます。これは特別交付税分でございます。

次のページをお願いします。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、△503万2,000円でございます。

1節総務管理費負担金でございまして、相楽東部広域連合職員の人件費の負担金で△408万9,000円、京都地方税機構の人件費で△94万3,000円となっております。

次のページでございます。9ページ、10ページ。

15 款府支出金、2 項府補助金、1 目総務費府補助金で 618 万 4,000 円の増額補正でございます。

1 節総務管理費補助金でございまして、618 万 5,000 円を上げさせていただいております。そのうち主なものにつきましては、次のページでございます。

市町村未来づくり交付金の議会中継システム構築で 535 万 8,000 円、市町村体制づくり交付金で電算仮想化更新事業で 401 万円の増となっております。

市町村体制づくり支援交付金の行政情報ネットワークで△608 万 9,000 円となっております。

ページを進めていただきまして、15 ページ、16 ページでございます。

15 款府支出金、2 項府補助金、6 目土木費府補助金で 1,075 万 5,000 円の増額補正でございます。

主なものとして、2 節道路橋りょう費補助金で 950 万 8,000 円でございます。これは市町村体制づくり交付金の道路維持補修分でございます。

飛ばさせていただきます、19 ページ、20 ページをお願い申し上げます。

21 款町債、1 項町債、1 目総務債で△2,290 万円でございます。

1 節総務管理債でございまして、一般単独事業債の庁舎改修事業で△1,850 万円、同じく、議会の音響設備の改修事業で△440 万円でございます。

同款、同項、2 目民生費で△1,030 万円でございます。そのうち社会福祉債で△390 万円。

これにつきましては、人権ふれあいセンターの耐震補強分で 350 万円、一般改修で 40 万円でございます。

2 節児童福祉費で△640 万円。これにつきましては、過疎対策事業債ということで、保育園の耐震改修分でございます。

同款、同項、4 目土木債でございます。△950 万円でございます。

主なものとして、1 節の道路橋りょう債で△980 万円でございます。全て過疎対

策事業債ということとなっておりまして、舗装維持管理事業で△５７０万円となっております。

同款、同項、１０目商工債で△４３０万円でございます。

これにつきましては、観光案内所の建設事業に係る過疎対策事業債分でございます。

次のページから歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で△３，６８０万５，０００円でございます。

主なものは人件費で５８５万円の減、それと１３節委託料で５５２万５，０００円の減でございます。そのうち主なものが電算システムサポート委託料で△４８０万円５，０００円でございます。

１５節工事請負費で△２，２３７万円でございます。そのうち庁舎改修工事で１，９７９万７，０００円減額させていただいております。

次のページでございます。

２款総務費、１項総務管理費、７目財産管理費で１億５，４４１万５，０００円の増額補正でございます。

主なものといたしましては、２５節積立金、１億５，５７７万９，０００円、そのうち財政調整基金の積み立てが６，０７３万９，０００円、減債基金の積み立てが９，５０４万円となっております。

次のページでございます。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費で△１，２１３万１，０００円でございます。

主なものは、人件費の減と京都地方税機構の負担金として４１０万６，０００円減額しております。

ページを進めていただきまして、２９ページ、３０ページでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費で△６６６万円でございます。

主なものが２０節扶助費で、△６３６万５,０００円となっております。福祉医療の障害者分で△２９５万９,０００円となっております。

それと、２５節積立金で１,３００万円。これは地域福祉基金への積立金でございます。

２８節繰出金で△８８３万５,０００円。これは国保基盤安定等への繰出金でございます。

同款、同項、３目老人福祉費で△８１０万６,０００円でございます。

主なものは次のページでございまして、２８節繰出金で△６５９万２,０００円でございます。介護保険事業の関係で事業勘定への繰り出しで４７６万７,０００円、サービス事業勘定で△１３５万３,０００円となっております。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費で△３２２万８,０００円でございます。

次のページ主なものが２０節扶助費で、△２５７万３,０００円でございます。福祉医療に係る分でございます。

同款、同項、３目保育所費で△１,３０４万６,０００円でございます。

主なものは、人件費と１３節委託料で６４４万３,０００円。これは保育園の耐震補強と改修工事の設計業務委託料でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費で△１,０３６万円でございます。

主なものが次のページの２８節繰出金で、国保直診勘定への繰出金で△８００万円でございます。

同款、同項、２目予防費で△３５２万５,０００円でございます。

主なものが１３節委託料で△２７０万円でございます。がん検診委託料で７０万円の減、予防接種等の委託料で２００万円の減となっております。

次のページでございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目し尿処理費で△392 万7,000 円でございます。

これは19 節負担金補助及び交付金でございますして、郡の広域事務組合の分担金で、△135 万8,000 円。合併浄化槽の整備事業補助金で248 万4,000 円の減額となっております。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費で△349 万3,000 円でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますして、茶園環境の改善事業補助金で△124 万3,000 円、宇治茶生産景観継承支援事業補助金で225 万円を減額しております。

5 款農林業費、2 項林業費、2 目林業振興費で△1,111 万1,000 円でございます。

主なものが次のページで、19 節負担金補助及び交付金で△1,083 万円でございます。そのうち有害鳥獣関係事業補助金で△1,011 万円となっております。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費で△606 万4,000 円でございます。

主なものは、人件費の減でございます。

次のページでございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費で△515 万円でございます。

主なものが、15 節工事請負費で△460 万9,000 円となっております。

次のページでございます。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費で△388 万5,000 円でございます。

主なものが、8 節の報償費で△229 万3,000 円。これは消防団員の退職報償金でございます。

同款、同項、3目消防施設費で△601万5,000円でございます。

13節委託料で150万円の減でございます。これは消防ポンプ車庫の整備設計業務委託料の減でございます。

それと、15節工事請負費で△451万5,000円。これは防火水槽設置工事費でございます。

同款、同項、5目災害対策費で△636万2,000円でございます。

13節委託料、これは庁舎の耐震工事の施工管理委託料で103万円の減、あと、耐震補強の工事請負費で354万8,000円の減額でございます。それと、木造耐震改修事業補助金で150万円を減額しておりまして、負担金補助及び交付金では159万円の減となっております。

次のページでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金で△3,045万9,000円でございます。

23節償還金利子及び割引料でございまして、町債償還の元金でございます。

49ページ以降に給与費明細書を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

特別会計につきましては、所管の課長からご説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第4号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成28年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

2. 専決理由 事業勘定において国庫支出金並びに共同事業交付金等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

平成28年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決は）、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出算の総額から歳入歳出それぞれ7,596万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,343万6,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,285万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,789万5,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1. 歳入につきまして、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 億4,978万3,000円、△152万円、1 億4,826万3,000。

3 款国庫支出金、1 億9,079万1,000円、△6,933万6,000円、1 億2,145万5,000円。

4 款療養給付費交付金、820万1,000円、1,194万5,000円、2,014万6,000円。

5 款前期高齢者交付金、2 億4,564万7,000円、790万円、2 億5,354万7,000円。

6 款府支出金、6,135万1,000円、△213万6,000円、5,921万5,000円。

7 款共同事業交付金、2 億295万2,000円、△4,800万円、1 億5,495万2,000円。

9 款繰入金、5,926万8,000円、△883万5,000円、5,043万3,000円。

10 款繰越金、1,120万円、3,117万円、4,237万円。

11 款諸収入、10万4,000円、284万9,000円、295万3,000円。

歳入合計です。9 億2,939万9,000円、△7,596万3,000円、8 億5,343万6,000円。

めくっていただきまして、歳出も歳入と同様、款、補正前の額、補正額、計の順に

申し上げます。

1 款総務費、3 2 7 万 3, 0 0 0 円、△ 5 9 万 6, 0 0 0 円、2 6 7 万 7, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、5 億 7, 3 1 9 万円、△ 6, 3 6 6 万 7, 0 0 0 円、5 億 9 5 2 万 3, 0 0 0 円。

3 款後期高齢者支援金等、9, 2 1 3 万 7, 0 0 0 円、△ 6 3 0 万円、8, 5 8 3 万 7, 0 0 0 円。

6 款介護納付金、3, 7 7 6 万 2, 0 0 0 円、△ 3 2 0 万円、3, 4 5 6 万 2, 0 0 0 円。

7 款共同事業拠出金、1 億 9, 2 2 7 万 8, 0 0 0 円、△ 1, 1 2 0 万円、1 億 8, 1 0 7 万 8, 0 0 0 円。

8 款保健施設費、1, 1 7 2 万 6, 0 0 0 円、△ 1 0 0 万円、1, 0 7 2 万 6, 0 0 0 円。

1 0 款諸支出金、9 8 8 万 6, 0 0 0 円、1, 0 0 0 万円、1, 9 8 8 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計です。9 億 2, 9 3 9 万 9, 0 0 0 円、△ 7, 5 9 6 万 3, 0 0 0 円、8 億 5, 3 4 3 万 6, 0 0 0 円。

続きまして、資料 N o. 4、予算に関する説明書によりまして、主なもののみ説明をさせていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

まず、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、△ 1 5 2 万円でございます。

主なものといたしまして、4 節医療給付費分滞納繰越分の△ 1 6 9 万円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、△ 4, 5 2 3 万円で

ございます。

現年度分でございます。

同款、第2項国庫補助金、1目財政調整交付金、△2,476万円。

普通調整交付金の分でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1,194万5,000円でございます。

内訳といたしまして、現年度分で717万5,000円、過年度分で477万円でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金で790万円。

現年度分でございます。

6款府支出金、2項府補助金、2目財政調整交付金、△268万円。

財政調整交付金でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金で△2,250万円。

3目保険財政共同安定化事業交付金で△2,550万円でございます。

9款繰入金、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、△400万7,000円でございます。

4目財政安定化支援事業繰入金、△456万2,000円でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3,117万円。

前年度繰越金でございます。

11款諸収入、4項雑入、2項返納金、256万9,000円でございます。

返納金でございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページ、歳出でございます。

同じく、主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、△ 4, 3 2 7 万 7, 0 0 0 円。

負担金補助及び交付金でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、△ 3 1 0 万円。

こちらにつきましても、負担金補助及び交付金でございます。

同款、2 項、高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、△ 1, 4 0 0 万円でございます。

2 目退職被保険者等高額療養費、△ 3 1 0 万円でございます。

いずれも負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、△ 6 3 0 万円。

負担金補助及び交付金でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、△ 3 2 0 万円。

負担金補助及び交付金でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、5 目保険財政共同安定化事業拠出金、△ 1, 1 2 0 万円。

負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、1 0 款諸支出金、3 項繰出金、1 目財政調整基金繰出金、1, 0 0 0 万円。

財政調整基金への繰出金でございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

なお、直営診療施設勘定につきまして、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

それでは、私のほうからは、承認第４号の平成２８年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決）で、直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

承認第４号につきましては、さきに税住民課長が説明申し上げましたので、省略させていただきます。

承認第４号の４枚目でございます。第１表 歳入歳出予算補正について、ここから説明させていただきます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明、朗読させていただきます。

１款診療収入、８，３２０万円、△９５５万５，０００円、７，３６４万５，０００円。

２款使用料及び手数料、３９万２，０００円、１４万円、５３万２，０００円。

５款繰越金、１０５万円、４９０万円、５９５万円。

６款繰入金、１，８００万円、△８００万円、１，０００万円。

８款諸収入、８１０万７，０００円、△３４万円、７７６万７，０００円。

歳入合計、１億１，０７５万円、△１，２８５万５，０００円、９，７８９万５，０００円でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

１款総務費、６，３９３万１，０００円、△１，００９万２，０００円、５，３８３万９，０００円。

２款医業費、４，６６０万６，０００円、△２５５万円、４，４０５万６，０００円。

３款公債費、１万３，０００円、△１万３，０００円、０円。

５款予備費、２万円、△２万円、０円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書（直営診療施設勘定）、No. 4です。よろしくお願いいたします。

総括は省略させていただきまして、5、6ページでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

2. 歳入のほうでございます。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入で補正額は△400万円。

現年度分でございます。

7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入で、現年度分として208万5,000円の減額となっております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△800万円ということになっております。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額が1,009万2,000円となっております。

主なものとしましては、3 節職員手当等で△558万9,000円、人件費等でございます。

2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費で1 1 節需用費△250万円、医薬材料費でございます。

9 ページから1 1 ページまでは職員の給与明細等が載せてありますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、和束町簡易水道特別会計補正予算及び和束町下水道事業特別会計補正予算についてのご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書をおめくりいただきまして、

承認第 5 号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分の承認を求めることについてをしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 14 日提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚めくっていただきまして、

#### 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 29 年 3 月 31 日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

2. 専決理由 分担金並びに地方債及び工事請負費を変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,850万円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,872万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、補正前の額7,849万5,000円、補正額57万6,000円、7,907万1,000円。

2 款分担金及び負担金、462万2,000円、173万円、635万2,000円。

7 款諸収入、169万円、39万4,000円、208万4,000円。

8 款町債、2億1,210万円、△3,120万、1億8,090万円。

歳入合計、4億1,722万2,000円、△2,850万円、3億8,872万2,000円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

これも同様、款、補正前の額、補正額、計で読み上げさせていただきます。

1 款総務費、補正前の額号308万2,000円、△170万4,000円、計で5,137万8,000円。

2 款施設費、2億7,746万8,000円、△2,642万1,000円、2億5,104万7,000円。

3 款公債費、8,617万2,000円、△37万5,000円、8,579万7,0

00円でございます。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、地方債の補正でございます。

#### 1. 変更。

起債の目的、補正前、補正後で説明させていただきます。

起債の目的：水道施設整備事業、限度額2億1,210万円、起債の方法：証書借入れ又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。

補正後でございます。限度額1億8,090万円。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前の同様でございます。

資料No.5をお開きください。

1ページ、2ページ、3ページ、4ページの総括については省略させていただきます。

歳入。

主なものを説明させていただきます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料でございます。補正前の額7,843万9,000円、補正額47万6,000円。

現年度分でございます。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金、462万2,000円、補正額173万円、計635万2,000円。

新規加入分担金及び工事費分担金でございます。

8 款町債、1 項町債、1 目施設債、2 億 1,210 万円、△3,120 万円。

施設債で 3,120 万円の減額でございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、補正前の額 5,308 万 2,000 円、補正額 △170 万 4,000 円、計 5,137 万 8,000 円。

主なものとしまして、委託料で 90 万円の減額でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。

15 節工事請負費で統合簡易水道整備工事で △2,295 万円でございます。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、2,154 万 7,000 円、△37 万 5,000 円、2,117 万 2,000 円でございます。

利子及び割引料、一時借入金利子でございます。

失礼しました。

続きまして、

承認第 6 号、和束町下水道事業特別会計でございます。

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 14 日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

#### 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 29 年 3 月 31 日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成 28 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号専決）

２．専決理由 分担金並びに雑入及び町債を変更する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号専決）

平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２９０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，７８１万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２９年３月３１日専決

和束町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、第１表 歳入歳出補正でございます。

こちらも款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

１款分担金及び負担金、１７９万円、９０万円、２６９万円。

７款諸収入、８０万３，０００円、△８０万円、３，０００円。

８款町債、４，４３０万円、△３００万円、４，１３０万円でございます。

歳入合計、２億０７１万円、△２９０万円、１億９，７８１万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

２款管理費、３，１６１万３，０００円、△２４０万９，０００円、２，９２０万４，

0 0 0 円。

4 款公債費、1 億 5, 2 3 3 万 8, 0 0 0 円、△ 4 9 万 1, 0 0 0 円、1 億 5, 1 8 4 万 7, 0 0 0 円。

歳出合計ですが、歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還金の順に説明させていただきます。

下水道事業、4, 4 3 0 万円、証書借入れ又は証券発行、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後、4, 1 3 0 万円、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

資料 N o. 6、和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号専決）をお開きください。

同じく、総括の 1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページについては省略させていただきます。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、下水道分担金、補正前の額 1 7 9 万円、補正額 9 0 万円の 2 6 9 万円でございます。

これは、まず設置等現年分の負担金でございます。

7 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入、△ 8 0 万円でございます。

8 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、4, 4 3 0 万円、△ 3 0 0 万円、4, 1 3

0 万円でございます。

特定環境保全公共下水道事業債でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、2,553 万 1,000 円、△201 万 4,000 円、2,351 万 7,000 円でございます。

主に、光熱水費、修繕費でございます。

同款、同項、2 目管渠管理費でございます。608 万 2,000 円、△39 万 5,000 円、計 568 万 7,000 円でございます。

主に、光熱水費、原材料費でございます。

4 款公債費、1 項公債費、2 目利子、3,597 万 5,000 円に對しまして 49 万 1,000 円の減額で 3,548 万 4,000 円。

償還金利子及び割引料でございます。

以上、和東町簡易水道特別会計補正予算及び和東町下水道事業特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

説明の途中ですが、ただいまから 3 時 55 分まで休憩いたします。

休憩（午後 3 時 43 分～午後 3 時 55 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、承認第 7 号 平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第 7 号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 14 日提出

和 東 町 長          堀    忠 雄

1 枚めくっていただきまして、

#### 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 29 年 3 月 31 日

和 東 町 長          堀    忠 雄

1. 専決事項          平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

2. 専決理由          平成 28 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条    保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,535 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,515 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4

7万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ572万4,000円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1 枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款保険料、1億1,502万7,000円、△580万7,000円、1億922万円。

3 款国庫支出金、1億3,746万2,000円、△251万6,000円、1億3,494万6,000円。

4 款支払基金交付金、1億4,628万4,000円、△23万5,000円、1億4,604万9,000円。

5 款府支出金、8,399万2,000円、△43万7,000円、8,355万5,000円。

7 款繰入金、8,321万9,000円、△635万2,000円、7,686万7,000円。

8 款諸収入、5,000円、△3,000円、2,000円。

歳入合計、5億8,050万円、△1,535万円、5億6,515万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款総務費、885万円、△67万2,000円、817万8,000円。

2 款保険給付費、5 億 4,102 万 4,000 円、△ 2,179 万 2,000 円、5 億 1,923 万 2,000 円。

4 款地域支援事業費、2,062 万 5,000 円、△ 243 万 8,000 円、1,818 万 7,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円、1,000 万円、1,000 万 1,000 円。

6 款公債費、5 万 1,000 円、△ 5 万 1,000 円、0 円。

7 款諸支出金、982 万、△ 39 万 7,000 円、942 万 3,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 7、和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）（保険事業勘定）をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをよろしく申し上げます。

歳入のほうでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額△ 580 万 7,000 円でございます。

1 節現年度特別徴収保険料が 487 万 1,000 円、2 節現年度分普通徴収保険料が△ 93 万 6,000 円でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、△ 164 万 3,000 円でございます。

現年度分に係ります調整交付金の減でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、△ 360 万 9,000 円でございます。

1 節介護給付費繰入金で、介護給付費の減に伴います繰入金の減でございます。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備金繰入金、△ 158 万 5,000

0 円。

1 節介護給付費準備基金繰入金で、これにつきましても介護給付費の減に伴います繰入金の減額でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをよろしくお願いいたします。

歳出。

これにつきましても、主なもののみ説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、5 目施設介護サービス給付費でございます。△621 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等入所者に係る給付費の減でございます。

同じく、8 目居宅介護住宅改修費、△100 万4,000 円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、住宅の段差解消等手すり等の取り付けに係る給付費の減額でございます。

めくっていただきまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、△197 万9,000 円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、要支援認定者に係る給付費の減額でございます。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、△334 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、所得に応じて算定されます負担限度額を超過した分を給付する給付費の減でございます。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、△500 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、施設等での居住費、食事代の軽減に係ります給付費の減額でございます。

めくっていただきまして、１３ページ、１４ページ。

２款保険給付費、７項高額医療合算介護サービス等費、１目高額医療合算介護サービス費、△２１５万２,０００円でございます。

１９節負担金補助及び交付金で、医療保険等と合わせて限度額を超えた分を給付する分の減額分でございます。

４款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、２目総合相談事業費、△１２３万３,０００円でございます。

これにつきましては、４節共済費、７節賃金、臨時職員に係ります給与等の減額でございます。

めくっていただきまして、１５ページ、１６ページ。

５款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、補正額１,０００万円でございます。

２５節積立金、介護給付計画より給付費が減少していることから、今年度、１,０００万円積み立てさせていただきました。

続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきます。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

１款サービス収入、２５８万円、４３万５,０００円、３０１万５,０００円。

２款繰入金、３６２万円、△１３５万３,０００円、２２６万７,０００円。

３款繰越金、０円、４４万２,０００円、４４万２,０００円。

歳入合計、６２０万円、△４７万６,０００円、５７２万４,０００円でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款総務費、5 4 0 万 9 , 0 0 0 円、△ 4 7 万 6 , 0 0 0 円、4 9 3 万 3 , 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 N o . 7 、介護サービス事業勘定のほうをお願いいたします。

1 ページから 4 ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。5 ページ、6 ページをよろしくお願いいたします。

歳入。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画収入、補正額 4 3 万 5 , 0 0 0 円でございます。

1 節居宅支援サービス計画費収入の増でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△ 1 3 5 万 3 , 0 0 0 円でございます。

1 節一般会計繰入金の減額でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、増額の 4 4 万 2 , 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節前年度繰越金の増額でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ、続きまして歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△ 4 7 万 6 , 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、職員人件費の減額でございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせてもらっておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第8号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第8号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成28年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

2. 専決理由 平成28年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金等の予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

平成28年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,007万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきまして、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款保険料、3,536万1,000円、△137万4,000円、3,398万7,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,364万4,000円、△47万2,000円、2,317万2,000円。

4 款繰越金、14万8,000円、28万7,000円、43万5,000円。

5 款諸収入、233万7,000円、14万1,000円、247万8,000円。

歳入合計、6,150万円、△142万8,000円、6,007万2,000円。

めくっていただきまして、歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、59万7,000円、△5万2,000円、54万5,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5,609万6,000円、△118万1,000円、5,491万5,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△19万5,000円、6,000円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、資料No.8、予算のに関する説明書によりまして、主なもののみ説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料で、現年度分で 9 3 万 4,000 円の減額でございます。2 目普通徴収保険料、現年度分で 4 万 8,000 円、滞納繰越分で 1 万 2,000 円、それぞれ減額で、計として 4 4 万円の減額でございます。この項の合計は、△ 1 3 7 万 4,000 円でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 1 1 8 万 1,000 円の減額でございます。広域連合への納付負担金でございます。こちらにつきましては、広域連合が行います後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料徴収金を納付する分でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、今回、専決ということもありますし、また詳細については 9 月の決算等の審議もありますので、多くはないんですけども、幾つか確認も含めてお願いしたいというふうに思います。

それで、内容に入る前に一つだけ町長にですね、まちづくりの姿勢といいますか、予算の執行にかかわる姿勢について一つだけお聞きしておきたいんですけども、先ほど午後からの一般質問のやりとりの中で、いわゆる交流人口の今後の増加に向けて取り組みについて議論がございました。その中で町長はですね、いわゆる人口が 1 人減ることで百数十万円のマイナスの影響があると。それに対して、いわゆる外国人の方が来られて消費される額が云々ということで、それで、そういった方が何人か来られれば 1 人失った分を取り戻せるというような言い方をされました。だから、交流人口

をふやすことが大事なんだというようなことでお話しされたと思うんですけどね、私は大変聞いてて、単純なことを言われるんだなと思ったんですね。

一時的に来られる方の影響額と日常的に町のまちづくり、地域を支えておられる方が1人減ることの単純計算で経済的な部分で多分言われていると思うんですけども、私、町長のお話を聞いているとですね、幾ら人口が減っても交流人口さえふえれば何か町がやっていけるんだというような、そういう方向を考えておられるんだろうかというふうにちょっと首をかしげたくなるようなことを私は思ったんですけども、町長はその辺、どのようなお考えでそういうふうに言われたのかですね。

これは大変大事なことだと思うんです。定住人口を一方でどうふやしていくかということが大変大事なときにですね、交流人口さえふえればいいかのような言い方をされたというのは大変大きいと思ったんですが、その辺、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ご案内のとおり、和束町のまちづくりには第4次総合計画があります。その総合計画の人口についての考え方ですが、いわゆる定住人口と交流人口を入れております。当然、今、言われたように、定住人口をやめて交流人口だけやると私の答弁をとったということですが、それはやっぱり定住人口と交流人口を総合計画で、一定、やっぱり定住人口はそれに基づいてまちづくりで努力しているところであります。

また、交流人口についても、これは統計上、動きの中で数字を示して申し上げただけのことであって、定住人口を諦めて交流人口のみでやるんだと、こういう考えではないことをここでもう一度明らかにしておきたいと思います。

総合計画には、見ていただいたらわかりますが、定住人口と交流人口、これをうたってまちづくりを進めております。あくまでこれに基づいてまちづくりを進めている

ということだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そういうことであればいいんですけどもね、ただやっぱりこの間の総合計画の方向性という具体的なことを考えますと、やはり本当に定住人口をふやそうということで取り組まれているんだろうかという疑問を感じざるを得ないようなことが最近多いので、そういうことがあらわれたのかなというようにちょっと思ったんですけども、それが稀有であればそれで結構ですけども、やはり先ほど来ですね、トンネルの開通に向けて、いわゆるストロー現象を起こさないようにという話がありましたけどもね、相当の対策を持っていかないと私はやはりかなり厳しいものがあると思うんです。

先ほど来、いろいろお茶の京都も含めて交流人口をふやすためにいろんな手だてを考えておられるということがありましたけども、私はそれ以上にですね、やはりどうここで住み続けられるかという部分での取り組みをしていかないと、本当にこのトンネルの開通というもののそのものは大事なことですけれども、それによってさらに出ていくトンネルにもなりかねないということを私は強く危惧しておりますので、それ以上に頑張っていただきたいというふうに、まず強く求めておきたいと思うんですが、その上でですね、今回、一般会計の専決の中でですね、これは総務費の中ですけども、いわゆる財政調整基金の積立金と減債基金の積立金を合わせまして1億5,577万9,000円が計上されております。それとあわせまして、もう一つですね、地域福祉基金積立金も、これは30ページですけども、1,300万円、これも積立金と計上されております。合わせまして、1億6,877万9,000円の基金がこのところで積み上げられているわけですけども、これは町長ですね、当初の28年度、これだけの基金を積み上げようという想定を初めからされていたんでしょうか。

決裁いただいた決算見込みを見ましても、一般会計の形式収支としてですけども、9,300万円、ほぼ9,400万円の黒字を打っておられると思うんです。特別会計も全体として8,600万円の黒字になっていると。こういったことを全て換算しますと、28年度でいわゆる3億5,000万円程度ですね、ある意味、余剰金といえますか、そういったものが発生しているということに形としてはなっていると思うんですね。これはどうでしょうか。28年度、こういったものを一定想定して事業をされてきたのかですね、また、これだけ多額の余剰金が生まれてきていることについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この決算については、当然、単年度決算というのは原則でございますが、いわゆる財政運営を考えていくときに単年度だけ見ていくわけじゃない。通年で考えていかなきゃならない。いわゆる、まさに厳しい将来公債負担率が处理的には、やっぱり減債基金を持って次年度の事業をしやすくすると。そういう和東町の事業を円滑していくためにも、和東町は今、多くの課題を抱えております。

そういう事業をやろうとすれば、単年度で和東町の場合は事業を全部完成するものでもない。そういうことを考えますと、財政運営から考えますと、やはり期間を定めて、時には剰余金が出れば一定の与えられた率を持って基金に積んでいく。そして、次の財政運営に備える。これが健全財政運営の一つ大きな基礎的な考えだというように思っておりますので、今、言われましたように、単年度で物を見て、余ったから相当この日は事業があるやないかとか、そういうとらえ方は財政運営上しておらないということをまずご理解いただきまして、そういう観点から、この剰余金についての起債についてはですね、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん言われますように、基本的に予算というのは単年度主義ですから、単年度  
こだけ黒字が出たからといって、ずっとそれで左うちわというようなことはないの  
はわかっております。ただ、だからといってですね、じゃあ、これだけの余剰金を生  
んでいるということは、それだけ一定の事業をさらに行っていく余裕としてあるとい  
うことは確かだと思うんですね。

私、先ほど一般質問のときに、いわゆる子育て支援の関係で経済的負担の軽減につ  
いて、医療費の拡充であるとか、また教育費の無償化の関係であるとか、そういった  
ものを直ちに検討し、実施すべきだという話をしました。

例えば、今回も専決の中でもいわゆる予防接種関係等の決算的な部分で出ている部  
分もあるんですけどもね、例えば、医療費の関係で先ほど一般質問でも、単純計算で  
18歳まで延ばしたとしても174万円程度でないかという話をしました。これはい  
わゆる黒字分の1.8%程度なんですね。

あとですね、インフルエンザの予防接種の関係でも、例えば、これを義務教育の終  
了まで、中3生まで仮に助成をしたとしても80万円程度だというふうに想定されま  
す。これでいいますと、黒字分だけの関係でいっても0.8%分にすぎないんですね。

あと、教育費の無償化という点で、例えば、給食費を無償化するといった場合につ  
いてですね、小学校の分を仮に無償化した場合ですね、大体580万円ほどかかると  
思います。しかし、これも黒字分であれば6.2%にすぎないんですね。もちろん余  
った分というか、余剰金全てを使って何でもしなさいということじゃなくて、私が先  
ほど提案した部分というのも、一定の単年度の部分であったとしても十分に対応でき  
るだけの財政的余裕はあったということが私は言えるというふうに思うんですね。そ

ういった点ではですね、先ほどいろいろと経常経費の問題を言われましたよね。いわゆるこれを行った場合に、必要かもしれないけども行った場合に、今後、経常経費がふえてくるということで、やはりなかなか慎重にならざるを得ないということをずっと言われますよね。

そう考えたときにですね、例えば、先ほど出てました観光案内所等を比べまして、これをつくったからには、いわゆる施設ですから、これはずっと和東町が続く限り経常経費というか、かかりますよね。でも、それでもあえて建たれましたよね。こういったことと、これはもちろん今後の観光施策であるとか、まちづくりに必要だからそうされたんだと思うんです。しかし、こういったこともですね、先ほど定住人口をふやしていく上でもちゃんと持っているんだと言われましたけども、私はそういう点で大変必要な経費だと思うんですね。

実際に、28年度分の黒字分だけ考えても十分に対応できるだけのものがあったというのが結論だと思うんですけども、その辺、町長はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

いわゆる経常的な投資といいますか、常にそのときの単年度でおさまらない投資というのは慎重にならざるを得ない。しかし、和東町のまちづくりにあって、そこは取捨選択といいますか、非常に必要なものはやっていく。これをやっていかなきゃならない。そういう意味で、この財政運営の中にはあらゆる起債も一つじゃなしに、減債基金もあれば、それぞれの目的基金もあるわけなんですけど、そういうことに応じていわゆる行政が取り組んでいきやすいように財政運営の綾、いわゆる堅実化に向けて取り組んでいくということのご理解をまずいただきたいと思います。

全てが投資的な経費、単年度で済む場合には、ある程度冒険ができますが、これを

一旦やってしまうとずっと続いていくというのは、やはり慎重にならざるを得ない。それでもやるという内容もあるわけでありますので、その辺は今も、これからも議会と十分議論をさせていただいているところであります。

基金が単年度で来たというのは、そのときにそのときに大きな特徴があります。それを目指して今やっていく、そうじゃなしに、こういう和束町の財政基金の苦しさというのは、常に財政執行においては頭にあるわけでございます。当然、財政担当はもちろんのことです。それぞれの所管事業に携わっている課長、またその職員にしては、いわゆる健全な財政、いわゆる無駄なく予算執行というのを頭に入れながらやっている。

特に大きな時代の流れの中にはですね、いわゆる地方創生とか、いろんなことにかわる事業があるわけです。そういったものを該当させる努力しながら、そして残せるものは残していこうと、そういう取り組みをして、結果として、今、申し上げましたように、減債とか、また目的基金だとか、そしていろいろ必要なところへ基金を積んでいるわけです。

これは先ほどの繰り返しで申しわけないんですが、ことしじゃなしに次年度にも財政健全をするためにやっていこうと。減債基金であるがゆえに大きな起債事業にも取り組んでいけるわけであります。そういうことをやっていくためにやっているということをもまず一つご理解いただきたいと思います。

それと、今、教育費の中とか無償とか、いろんな子育ての問題が出てきますが、これも大きな中で考えていかなきゃならない。特にやっておられるところがあるということで、一般質問でも質問はあったようなんですが、国のほうではですね、前に私、教育費の無償の答弁の中で申し上げましたが、憲法等抵触するところの答弁をさせていただいたと思います。今、安倍総理のほうからですね、いわゆる憲法、そういったことがあるので、憲法改正の一つの目的にもなっているようなことを新聞紙上で見るわけなんです、それではそういう方法はとらないと。しかし、民進党なんか

は、やはり法律をつくって無償化をやっていこうと、今、まさに議論されているわけです。それをこの時点で先取りするというのもいかなものかということで慎重にしておると、こういうことで、そのときの国の国政の事情、また交付金の流れ、そういった新しい制度、そういったものを見据えて行政をやっていかなきゃならない、こういうことでありますので、単純に必要なやからやります、やらないという判断というのは余りにも短絡的ということにならざるを得ないと思います。

だから、必要なことは必要でありますので、慎重な議論をしながら、和束町に合った財政運営、健全化に向けてさらに努力していきたいと思いますので、その点、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

憲法改正に便乗してですね、町長は、憲法改正になるまで笠置町が既にやっていることも和束町ではいいというような宣言に聞こえるんですけど、教育費の無償化というのは憲法に抵触すると言いますけどね、義務教育というのは憲法でそう書いてあるわけですよ、既に。これを無償とするというふうに書いてあるわけですよ。要は、完全実施するかどうかだけの話で、ちゃんと書いてあるのに完全実施してないこれまでの自民党などの政権自身が問題なわけであって、そういうことでなくても、自治体や、また法令によってできるということは、もう既に全国でお隣の笠置町も含めて既にやっているわけですから、憲法改正しないとできないみたいなね、だから様子を見ているんだみたいな大変のんびりしたですね、先ほど定住人口のこともちゃんとやろうと思っていると言われたけども、とてもそう思えないですね。それはまた今度の決算のときにでもしたいと思いますけどね、やはりそこに大変姿勢があらわれていると思うんですよ、いろいろ言われるけども。また、議論したいと思います。

それでですね、ほかの件に行きますけども、この上のほうに茶源郷行政情報配信シ

システムの関係が載っておりますけども、これはなかなか普及のほうでいろいろの間もご苦労いただいているというふうには思うんですけども、総務課長に違うことで聞きたいんですけど、大変この間、議会中継が今回また再開されるということですので、それだったらぜひというようなことで、私の周辺とかでもされている方も、ありがたいことにはおられることもこの間ありました。

しかし、一方で、操作が大変難しいということで問い合わせられてこられる方もおられるんですよ。やはり実際の普及もそうなんですけども、今、置いてる方も含めて、なかなか活用できてないという状況があると思うんです。やはり町として、ただ単に置いてもらうというだけじゃなくてですね、そういう操作の仕方や、また活用の仕方というものも丁寧に説明をいただいて、やはり十分に活用していただけるような形でやっていただくことも大変重要じゃないかというふうに思ったんですね、そういう話を聞いたときに。

そういう点で、町として光ボックスの利用について、例えば、わからないことがありましたらここに相談してくださいとか、もし、操作の関係でわからないことがありましたら役場からもアドバイスに行きますとかいうことも含めてですね、ぜひ、私はやっていただきたいと思うんですけども、その辺は町としてはどのように扱っていただけるでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

茶源郷行政情報配信システム和束町チャンネル、光ボックスの設置でございます。これにつきましては、岡本議員、兼ねてよりご指摘もいただいておりますように、なかなか普及が図っていけないのが操作性の問題もあるということで、これにつきましては、N T Tのほうへ操作の改善等も常々要望しておるところでございます。

今回、この議会中継をさせていただいておるところでございまして、4月以降、9件の申し込みがございました。やはり議会中継を見たいという方が非常に多いという、ニーズのあらわれかと思っておるところでございます。

かねがね申し上げておりますように、光回線を引いておられる家庭が700から800世帯があるということでございますので、まず、そこへ普及を図っていくという施策を進めていきたいという方針には変わりはないというところでございます。

ちょっと戻りますけれども、議会中継させていただいて、本日流れておるわけでございます、その中で、きょう実際に光ボックスを触っていただいて、操作がわからないという方もおられまして、電話がかかってまいりました。そのときにつきましては、担当職員が実際お宅のほうへお伺いして操作方法を指導させていただいたということもございます。

今後はそういった形で、再度、操作の方法をペーパー等での周知も含めまして、また、相談窓口という形で総務課のほうへご連絡いただけるような形の周知を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

やはり議会中継というのは反響が非常に大きいということでございますので、これを契機として普及を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私の周りでも、これを機にぜひ議会中継を見たいということで置いていただいた方もおられると思うんですけども、やはり操作自身がね、特に高齢者の方にとってみれば大変やりにくいという難点もございます。ですので、とっつくにくいということがあると思いますので、ぜひ、その辺は丁寧な相談体制をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

最後にもう１点ですね、先ほど地域福祉基金の関係で１，３００万円、今回積み立てられたわけですが、以前、この件について、将来のいわゆる保健福祉センターのような整備も含めて、その資金というか、していくというようなことも前に答弁いただいたこともあるんですけども、実際、これから高齢化も進んでいく。いろんな地域医療というものも大変重視されてきているという中で、診療所のあり方も含めてですね、将来的な保健センターの整備というのも大変望まれてきているんじゃないかというふうに思うんですけども、この辺、毎年一定、今、積み立てられているわけですが、その辺の議論というか、検討というのは、一体、今どのようになっているのだけですね、今、わかる範囲で説明いただきたいというふうに思うんですが、答えられる方で結構ですけども、町長か福祉課長か。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

まず、福祉基金の積立金の残高でございますが、平成２８年度末で２億４，０５０万３，３３１円ということに元金となっております。また、積み立ての利息につきましては１６５万６，４６１円、基金の合計といたしましては２億４，２１５万８，７９２円となっているわけでございます。

地域福祉基金の目的につきましては条例で定められておりまして、岡本議員がおっしゃるように、高齢者社会に対応し、地域における福祉、保健に関する事業の推進を図るということで、基金を取り崩す際は、その目的以外には使えないということになっているところでございます。

また、積立金の利息相当につきましては、一定、福祉団体等の助成に使えるというふうになっておるところでございます。

元金の２億４，０００万円の関係でございますが、やはり保健センターを建てると

いうふうになれば、まだまだ元金部分としては少ない部分がございます。もう少し積み立てをして、そして平成32年第4次総合計画の完了までには一定のめどを立てたいということで町長と話をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

それでは、2点ほどお伺いしたいと思っております。

地域力の課長さんをお願いしたいと思うんですけども、先ほど来から犬打峠のトンネル化についていろいろと質問が出ておりました。それについていろいろ誘致活動をするにつけて、横断幕ですね、早期実現をというふうな形の中で一定の役割を終えた、このように理解しておりまして、それも期間的に非常に長い期間、風雨にさらされて、表面も非常に汚れてきております。

今回、2,000万円という一つの事業着手していただいたわけですから、新たに早期完成を目指そうというふうな形の横断幕に衣がえをすると、やりかえるというふうな形の中で、今後取り組んでいっていただきたいと思うんですけども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの岡田議員の質問についてですけども、私のほうで答えさせていただきます。

確かに、今、言われておりますとおり、宇治木屋につきましては、本年度、事業着手ということで、2,000万円の調査費がついたという現状でございます。

これに合わせまして、今までトンネル実現化住民会議というのが議連から住民会議

のほうに移行させていただいてつくってきたところでございますけども、実は先日4月に、その関係もありまして挨拶に行ったときに、京都府のほうとも調整をしまして、今後は改良推進ということで、犬打峠改良推進団体と名前も変えて、全て活動を変えらるということで、活動のほうの運動団体はもともとの住民会議がベースになっているということで、今、準備及びいろいろな調整をしているところで、区長さんないし、それから各種団体、それから賛同してもらえる方で、36年3月までいろんな活動に協賛してもらえる方を募集、またいろんな方法で集まっていただいて、団体をつくり変えらるという準備に入っております。

これについては、一応、8月末ぐらいを目途に今、動いていますので、その辺また動き次第、連絡させていただきます。

幕につきましては、確かに、はげて落ちたものがありまして、先日、1枚、外させてもらった部分もあります。住民のほうからも、もうぼちぼち形も変えなあかんという意見も出てまして、それにつきましては、今、検討中ですので、よろしく願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

前向きに考えていただいているということで安堵しているんですけども、とりあえず皆さんと一緒に犬打峠を貫通しようということで、意思疎通、一致団結ですね、行政、住民と一つなし遂げた。

しかし、次は、この完成を目指すということについては、事業着手したことについて町民の方もまだご存じない方もおられるし、そういった意見の町民がこぞって、トンネルをつくるんだな、それなら早く完成を見たいねというふうな気持ちをみんなで次は盛り上げて、一つの運動というんですか、先導いうんですかね、そういう形の先陣を切って横断幕というものをお願いしたいと、このように考えてますんで、ひとつ

よろしく実現に向けてお願いしたいと、このように思っております。

次にですね、今度は地域の方々をお願いしたいと思うんですけども、過日、ゴルフカーですね、四人乗りの車ですね、それによって石寺地区を試走されたというふうなことを、私、駐在所の巡査の方にお聞きしまして、知っとるかというようなことだったんで、知りませんわという話をしとったんですけども、このゴルフカーについては、どういうもので、どのような意味合いを持って試走されたのか、今後、それをどのように活用されようとしているのか、その辺について答弁いただきたい。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

昨日ですね、ヤマハ様のほうから、公道を走れるナンバープレートをつけたゴルフカートというのを開発されまして、それを全国に今、貸し出しをして、実験的に公道を走らすという取り組みを全国でやられていると。そこで、京都府様のほうから、そういう話をいただきまして、和束町も手を挙げました。

といいますのも、和束町の観光資産というのは、美しい茶畑景観なんですけども、この景観というのがどこにあるかわからないと言った方がいらっしゃったりですね、あと、道が狭くてなかなか入っていけないと。急な坂があったりとか、歩いていくのもしんどいというところもございますので、今回はお茶の京都の茶畑ビューイングというのを秋に考えているんですけども、これもまた正確には11月に考えております。この期間がお茶の作業も一定一段落したということで、農家さんのほうにも迷惑が一番かからないときかなというところで、11月の試験走行に向けた本当の試験のための試験みたいな1日だけの話なんですけども、やらせていただきました。

本当に急に決まった話で、本来だったら皆様のほうにもお知らせをしまして、ぜひいらしてくださいという形にすればよかったんですけども、それは大変申しわけあり

ません。

ただ、次、全国に、またどこかのところに行くんですけども、給食センターの1階のバスの駐車場に今週中はまだとめてますので、ぜひ見に来ていただいてですね、公道も走れますので、ちょっと運転してもらえればと思っております。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

これについてですね、建設事業課課長、道路管理者としてこの走行についてどのようにお考えになっていますか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

一応、ナンバープレートもついて車ですし、私も当日参加させていただきましたんで、その点については問題なく、運輸省等々の許可もおりてますので、問題ないとは思っております。

その場で私も言わせていただいたんですけども、一つは、今の観光に対する部分と、それからもう一つは、高齢者の免許証を返納された方々等にも対応した交通対策に使えるやないかという話を出しておりました。この車につきましては19キロのスピードですので、一般交通との差別化、もしくは区別化をどのようにするのかという問題は若干残すところはあると思います。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

皆様、今、お聞きいただいたようにですね、私が道路管理者にお聞きしたかったの

は、やはり最高速度がマックスで１９キロ、これが趣旨としては、観光、あるいはおもてなしという一つのキーワードの中で観光客をお迎えする、その気持ちはわかります。しかし、やはり農家は、１９キロの後でとろとろとトラックでおつき合いすることはさらさら思っておられない。かえって迷惑だと。やはりこういう試行をされるについてもですね、町民の方がファーストであるわけです。だから、おもてなしは大事なんですけども、やはり住民のファーストということを十分お考えになった上で、試行なり今後の運営について十分お考えいただいた中で、議論していただいた中で考えていただきたいと、このように思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

今回の試験走行については、白栖区と石寺区について、該当する走行する箇所でしたので、回覧板及び防災アナウンスで事前にお知らせしております。そういった形で、住民の皆様は急に何でこんなものが走るのかわからんというようなことがないように事前にお知らせしてですね、ちゃんとわかってご理解いただいた上で、こういった実験ということをやらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議は、議事進行上、会議を延長します。

１番、岡田議員。

○１番（岡田泰正君）

わかりました。

やはりこれを導入するに当たっても、運転者をどの方にするか、あるいは公道で走

るんですからね、やっぱり危険がつきます。保険とかいろいろ決めなきゃならない問題が多々出てくると思います。

そういったこともさきにやるべきこと、それよりもさきに、やはり建設事業課長にお聞きしたように、やはり道路整備、そういったものを優先する。社会資本整備、そういったものを優先してですね、お互いに納得できるような形の中で走行していただくような形を持っていたかないと、どちらかを優先してやっていくとかいう形になると勝ち負けができますので、そこには摩擦というものが出てきて、町民と観光客の間で摩擦というものが出てく可能性が大いに考えられます。それを私は非常に心配するわけです。

だから、そういったことをなくすような形の中で、建設事業課なり地域力の課長さんなりでお話をいただいた中で、どのようなルートを走っていくとかね、いろんな形があろうかと思しますので、これが今、石寺地区だけじゃなくて、湯船から非常に東西に長い地形でございますので、有効な手段ではあろうと思えますけどね、今現在、自転車の貸し出しもやっておりますんで、そういったほうも十分利用いただいて、これも資源の有効利用になりますので、そういったことも考えていただいた中で十分検討をお願いしたい、このように思いますので、地域力の課長さん、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の基本的に申し上げまして、試行をする試験的なことはきのうやりました。その試行を含めるときには、当然、今、言われたものがある話なんです。だから、大きい木津信楽線とか通れますけども、あそこは通らんとこう。今、決められた試行で出しているのは、いわゆる府道石寺のおりていくところ、こういったところで試行できないかと、それをやりました。

当然、これはさっきの京都府の提案。今、伊根町が海の京都でもう既に試行しながら道路整備を進めてます。今、輪島は既にやってます。危ないとやめておいたらそれでいいんですけども、いわゆる試行していけることであれば、ある一定の延長の中でいけるということであれば、そういう整備をして前向きに進んでまちづくりをするというのが一番楽です。

私も今、聞きまして、やめておいたら一番楽やなと、そういうことでは受けない。だから、今、言われたように、府道を通ったというのは当たり前の話であって、そんな当然な話を持ってこの事業をやめておくというわけにはいかないわけですね。もっと前向きに考えて、それだったら今、邪魔にならん方法、時間帯、ルートの決定、そういうことを決めていくべきだというように私は思いました。

道路管理者としたら、事故が起こらないように試行の中に十分それにいては話をしてきたと。そして、京都府と連携して、ともに伊根町ともやってますので、伊根町とセットで取り組んでいきたいと思います。

いわゆる何カ月から何カ月かは伊根町で、その後のお茶の京都の11月ころからですね、先ほども課長が言いましたように、お茶が終わったころにするとか、農作業を見ながら行くとか、そして、さっきの話やけど、お茶ハウスとどう絡めようかということをや前向きにやってますので、それはまちづくりという観点から、この機会を逃すと道路整備まで影響になると思います。だから、むしろ今、自転車がやってきたら危ないでやめたんじゃなしに、あの自転車に取り組むことによって、今、京都府はマーカーを入れていって、その整備を入れていこうとしている地域に今、入ってきているんです。そういう積極的な取り組みを和東町はしないと、さっきの定住や事業着手だとか、これから学研等やろうとするときの、そういう学研の新しい試みもこれから入ってきます。そういうときに危ない、どうやということで、危ないことは当然避けてやらなきゃならない。当然、試行の中で検討していくべきだと、私はそういうふう 생각합니다。だから、まちづくりはそういうことが大事だと思いますので、そういう観

点からひとつご理解、むしろご支援いただくと。給食センターに置いておりますので、坂道の自動にブレーキがかかりますし、非常に安心な乗り物だと思います。

まさに今やっているのは、もう一つは何かというたら、ゴルフカートですから、線を引いて、運転なしに乗ったら行けるというものでもあります。だから、坂道にあれを将来入れていこうというまちづくりを考えておられるところもあります。いわゆる地域指定。だから、あれに乗ったら坂道は自動的に行けるとか、運転は要らない。だから、先ほどの高齢者福祉という将来の大事な手段だと、こういうことであります。

さらにあれを合わせて、今、国の補助として大きな事業も次に入れようとしている。所管課できょうは言ってませんが、そういう取り組みへ今、発展させていきたい。そのことによってコミュニティ地域の足もとをよくしていこうということも考えておりますので、まして、そういうことを一生懸命、今、京都府が取り組んでいるときに、「あかん」「あかん」言うたらいかなものかと、この辺、ひとつご支援をよろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

町長、答弁をもう少しやわらかく。

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

1 点だけ説明をお願いしたいと思います。

一般会計の40ページなんですけども、有害鳥獣関係事業補助金で減額の1,083万円となっておりますが、これの説明をお願いしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、6月の一般質問等で有害鳥獣対策につきましては頑張ってや

っていただきたいということで議会のほうの後押しもいただいております、9月で町の単費で1,000万円の補正予算を組ませていただいたんですが、その9月の中ごろに国のほうで補助事業の関係が出てまいりまして、そちらと詰めしましたところ、補助事業にのるということになりましたので、当初、単費として予定をしていたんですが、国費100%、10分の10の補助金をいただけることになりましたので、そちらのほうに切りかえたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、9月にこれは予算化になるということですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

28年度予算ですので、去年の9月に予算化したものでございます。昨年28年度に執行予定をして、柵の関係の補助金が足りないということで、要望に応じた形で補正予算を組んででもやりなさいということでございまして、議会からも補正予算を組んでやっていただきたい。町といたしましても、姿勢といたしましては、やはり鳥獣被害に遭われている農家さんのために柵の補助金でございましてということで、今、言いましたように、単費で9月補正をさせていただいたんですが、国のほうからそういった関係の補助金の事業ができて、その事業の採択を受けたということでございまして、単費の事業を国の補助金のほうに切りかえたということでございまして、単費として予定していたものが不用となったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○ 3 番（村山一彦君）

それでしたら、今後、サルのおりの計画いうものは、今のところは、町長にも再三言っているんですけども、非常にサルがふえておりますので、住民の一番の要望はサル退治ということですので、やはりサルの捕獲というものを補助金の中につけていただきたい。9月予算でも、補正予算でも結構ですので、その辺のお約束ができないかと思うんですが。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これはあくまでも平成28年度の事業の予算でございまして、町として単費で予定していたものを補助金がいただけるということで切りかえたということだけです。ですから、財源が変わったということだけで、事業として、これは28年度事業のときにやらせていただいております。現に900幾らの補助金がついておりますので、それで柵の事業を実施しているということでございます。

また、12月か3月の議会のほうでも有害鳥獣対策については、補助金を組みながらでも実施していかなければならないというような声もいただいておりますので、今回、6月の補正予算におきましても計上させていただくという方向でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

このサル対策については、今、村山議員が言われるように、住民の人に何とかしてくれという切実な願いを私どもの耳に直接聞いたりしているわけなんですね。去年た

またま、おりとかいろんなものをつくって、何人かですから、おりじゃなしに囲いがあるものが営農組合とかいろいろ呼びかけました。ところが、呼びかけていろいろうちに持っている以上に声がたくさん出てきた。それやったらもうあきませんというわけにいきませんので、これは単費でも予算化してやろうやないかということで、議会のご理解をいただいて単費で進めたところが、先ほども言いましたように、所管課は何とか国の補助にのせようと。単費のやつは減らそうという中の一つの一例ですけども、国の施策にのったと、こういうことで、今回２８年度の専決をさせていただいたんですね。

今、村山議員が言われますように、私もご挨拶させてもらったように、サルというのは非常に住民は困っておられますので、何とかしなきゃならない。このする方法というのが、正直なところ、予算を組んだらできるという問題ではないんですけども、今のこの補正も肉づけするときに、サルを除いて肉づけなんて住民にはあり得ないだろう。だから、次にお世話になります今、提案させていただいた中には、金額は別途単費でサルは入れて、何とかやっていこうという。その具体的なところは、これはまた詰めもってですね、何か有効策をともにやっていかなきゃならない。

よその先進事例を見てみますと、全て任すということやなしに、住民の追い払い隊とか、何とかして協力して一体となって進めておられるところは非常に進んでいる同意することがあります。そういうことから、これからもそういった面で次の中でご理解、ご協力いただけたらと思っていますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

承認第３号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町一般会計補正予算（第５号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町一般会計補正予算（第５号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決））は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回の本会議は、来る6月22日午前9時30分より本議場で開会いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後5時05分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 7 月 31 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 岡 田 泰 正

〃 和束町議会議員 藤 井 清 隆